

その三は、農地等の取得者に対し、その土地を効率的に利用すべき旨の要請を強めることとし、通作距離等から見て農地等の取得後においてそれを効率的に利用して農業を行なうことができる認められない場合には、許可しないこととしたとしております。

その四は、農業協同組合法の一部改正法案において農業協同組合が委託を受けて農業經營を行なうことができることとしていることに対応して、その場合に農業協同組合が農地等の権利の取得をすることができるることとしたのであります。なお、農業經營の委託に伴う農地等の権利の取得は、農業協同組合が委託を受ける場合に限り認めることとし、それ以外の場合にはこれを認めない旨の規定を設けることとしたとしております。

その五は、農業經營の規模の拡大、農地の集團化等をかるため農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人が農地等の権利を取得する場合には許可できることといたしてあります。

なお、以上のはか、農地等の権利移動の制限に関するまでは、現行制度では小作地等はその土地の小作農等以外の者に譲渡できないことになつてゐるのを改め、小作農等の同意がある場合にはその土地が農地等の買主受け資格を有する第三者に譲渡されることを認め、差し押さえまたは仮差し押さえを受けた自作地等については、その後それが貸し付けられて小作地等となつても強制執行等によりその小作農等以外の者へ所有権が移転されることを認めたこととしております。

また、農地等の権利移動についての許可権限につきましては、実情に即して整理することとし、農地等の権利を取得しようとする個人がその住所のある市町村内の農地等について権利を取得しようとする場合には農業委員会を許可権者とし、他の場合、すなわち他市町村内の農地等の権利を取得する場合とか、権利を取得する者が法人である場合等においては、都道府県知事を許可権者と

いたしております。

第四に、小作地等の所有制限の例外を定めております第七条の規定の改正について御説明申し上げます。

その一は、一定の要件のもとに、住所のある市町村の区域外にある小作地の所有を認めることといたしておることであります。すなわち、現行制度では住所のある市町村の区域外にある小作地につきましては、その所有を認めないのであります。農地の所有者及びその世帯員が耕作する事業に供すべき農地のすべてについて耕作の事業をやめ、他の市町村へ住所を移した場合に、それらの者が農業をやめたときに住所を有していた市町村内にある小作地で農業をやめる前それらの者等が一定の期間所有していた農地については、北海道では四ヘクタール、都府県では平均一ヘクタールまでは不在村者として小作地を所有できる

ことといたしております。また、その農業をやめたときのその小作地の所有者からその小作地を承継した一般承継人についてもその小作地の所有をやすしく、農地が効率的に利用されるよう配慮し認めたことといたしております。これはいわゆる旧地主制の復活を意味するものではなく、他業者に従事しようとする農家が他市町村へ住所を移し申しあげます。

現行制度では、農地等の賃貸借の解除、解約または更新の拒絶をしようとするときは、民事調停法による農事調停によつて合意解約が行なわれる場合及び信託事業にかかる信託財産につき解約の申し入れ等が行なわれる場合は、当事者は都道府県知事の許可を受けなければならぬこととされておりますが、この規制を緩和いたしまして、農地等の所有者が農地等を貸しやすくなるため、次の場合には許可を要しないこととしたとしております。

その一は、農地等の賃貸借につきその農地等を引き渡すこととなる期限前六カ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて賃貸借の解約をしようとする場合であります。

その二は、農業協同組合が農業經營の委託を受けて耕作の事業に供している小作地及び農業協同

組合の共同利用施設の用に供している小作地については、それぞれその所有者に対し、その小作地の所有制限をせずその所有を認めることとしたとしております。

その四是、農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人に貸し付けられている小作地につきましては、その所有者に対し小作地の所有制限をせずその所有を認めることといたしまして、この法人が農地を借りやすくし、農地保有の合理化に資することとしたとしております。

その五は、都市計画法による市街化区域内の小作地につきましては、あらかじめ転用のため届け出をして取得したものと所有制限をしないこととなつておりますが、市街化区域の性格にかんがみまして届け出の有無にかかわらず所有制限をしないことといたしております。

その六は、近年農業經營における採草放牧地にならう役割りが変化してきたことにかんがみて、小作採草放牧地につきましては、その所有制限を廃止することとしたとしております。

第五に、農地等の賃貸借の解約等の制限を定めております第二十条の規定の改正について御説明申し上げます。

現行制度では、農地等の賃貸借の解除、解約または更新の拒絶をしようとするときは、民事調停法による農事調停によつて合意解約が行なわれる場合及び信託事業にかかる信託財産につき解約の申し入れ等が行なわれる場合は、当事者は都道府県知事の許可を受けなければならぬこととされておりますが、この規制を緩和いたしまして、農地等の所有者が農地等を貸しやすくなるため、次の場合には許可を要しないこととしたとしております。

その一は、農地等の賃貸借につきその農地等を引き渡すこととなる期限前六カ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて賃貸借の解約をしようとする場合であります。

その二は、十年以上の期間の定めのある賃貸借

につきその期間満了の一年前から六カ月前までの間にその更新をしない旨の通知をする場合であります。

その三は、水田裏作を目的とする賃貸借につきその更新をしない旨の通知をする場合であります。

第六に、小作料の規制を定めております第二十一条から第二十四条までの規定の改正について御説明申し上げます。

農業者の経済的・社会的地位が向上し、また雇用の機会が増大した現在では、当事者の自由な契約に由だねても戦前のような高額の小作料が発生すること、余地は一般的にはないものと判断されること、最近において農業生産、農業經營が多様化したこと等の理由により、これらの規定を改正します。

その一は、農業委員会が農地一筆ごとの小作料の最高額統制制度を廃止することとし、これに関連して小作料の規制に関する所要の規定を整備することとしたとしております。

その二は、農業委員会が農地一筆ごとの小作料の最高額を定める旨を規定した第二十二条を廃止することとともに、この統制額に違反する契約についてはその統制額を小作料の額と定めたものとみなすこととされている第二十二条を廃止し、これら

の規定にかえて、小作料は定額金納で契約すべき旨及びこれに違反する定めはその効力を生じない旨の規定を設けることとしたとしております。

その二は、小作料の増額または減額の請求権の規定期を設けることとしたことであります。これは、小作料の額が農産物の価格や生産費の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動により不相当となつたとき、または近傍類似の農地の小作料の額と比較して不相当となつたときは、当事者は小作料の請求を受けた耕作者はみずから相当と認める額の小作料を支払うことをもつて足りることとし、減額について協議がととのわないとときは、減額の請求を受けた土地所有者はみずから相当と認

めの額の小作料の支払いを請求することができる

ことといたしておあります。そして、増額または減額を正当とする裁判が確定した場合には、すでに支払った小作料の額との過不足額に年一割の割合による利息を付して精算すればよいことといたしておあります。

その三は、農業委員会による小作料の標準額の設定及び小作料の減額の勧告の制度を設けることとしたことであります。ます、農業委員会は、その区域内の農地についたとえば田畠別、上中下別等必要な区分をいたしまして、その区分ごとの農地につき經營規模、經營能力等において通常の農業經營が行なわれたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参考し、耕作者の經營の安定をはかることを旨として小作料の標準額を定めることができることといたしておあります。そして、その小作料の標準額に比較して著しく高額であると認められる小作料を定めた契約があるときは、農業委員会は当事者に対するその小作料の減額を勧告することができる」といたしておあります。

その四は、以上のような小作料の規制についての改正を行なうにあたり、現存の小作地の小作料につきましては、その小作農の經營に急激な変化を与えることを避けるため、この法律の施行の日から十年をこえない範囲内において政令で定める日まではなお小作料の最高額統制に関する制度を継続することとし、その最高額の基準についても農林大臣が毎年検討を加えて必要があるときはその変更を行なうことといたしまして、附則第八項及び第九項にこの旨の経過規定を設けることといたしております。

第七に、国からの農地または採草放牧地の売渡しについて定めております第三十六条の規定の改正について御説明申し上げます。

これは、現行制度では市町村、農業協同組合等の団体に売り渡すことのできる土地は共同利用することが適當な採草放牧地に限定されておりますのを改め、草地としての土地の利用の効率化が進

んでまいっておりますことを考慮いたしまして、共同利用する事が適当な農地についても団体に對し売り渡すことができることといたしておりま

す。

第八に、和解の仲介制度について第二章に一節

を設けることとしておりますので、この制度について御説明申し上げます。

これは、農地等の利用関係の紛争が民事調停または裁判によらなくても簡便に解決ができるようとしてあります。ます、農業委員会が和解の仲介を行なうことに、当事者の双方または一方から申し立てがあつたときは、農業委員会が和解の仲介を行なうこととしたものであります。この和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が

事件ごとに指名する三人の仲介委員により行なうこととし、都道府県知事の許可を要することときれた事項について和解の仲介を行なう場合には、仲介委員は都道府県の小作主事の意見を聞かなければならぬものとしております。

なお、農業委員会が和解の仲介を行なうことが困難または不適當であると認めるときは、都道府県知事による和解の仲介ができることといたしておあります。

第九に、開拓財産である道路、水路等の譲与に關する第七十四条の二の規定について御説明申し上げます。

開拓財産である道路、水路、ため池等につきましては、現在有償で売り渡すこととなつておりま

すのを改めまして、これらの財産の性格にかんがみ、その用途を廃止したときはこれを無償で国に

返還することを条件として、市町村、土地改良区等に無償で譲与することができることといたしておあります。

第十に、草地利用権設定制度について第三章に「節を設けることとしておりますので、この制度の概要について御説明申し上げます。

これは、畜産物に対する需要の増加に対応して飼料の生産基盤の拡大強化をはかるための制度であります。

まず、市町村または農業協同組合は、その住民

または組合員の共同利用に供するため、牧草の栽培またはこれに付隨して家畜の放牧を行なうことと目的とする土地についての賃借権を取得する必

要があるときは、都道府県知事が承認できるのは、その土地が自家農の創設に供されるとするならば國による未墾地買収の対象となり得る土地を対しての協議を求めることがあります。この場合に都道府県知事が承認できる場合は、その土地が自家農の創設に供されるとするには、その土地が自家農の創設に供されるとする土地の所有者等に対し、草地利用権の設定に

関する協議を求めることがあります。この場合に都道府県知事が承認できる場合は、その土地が自家農の創設に供されるとするには、その土地が自家農の創設に供されるとする土地の所有者等に対し、草地利用権の設定に

限ることとしております。

次に、この承認を受けた市町村または農業協同組合は、土地所有者等と草地利用権の設定に関する協議をすることとなります。これがととのわい場合等には、都道府県知事の裁定を申請することができるかといたしておられます。この場合には、都道府県知事は、土地所有者等に意見書を提出する機会を与え、その土地の利用の状況、利用計画等を考慮しても、なお草地利用権の設定を望む市町村または農業協同組合が共同利用に供することのほうが国土資源の利用に関する総合的見地から必要かつ適当であると認めるときは、草地利用権を設定すべき旨の裁定をするとともに、他の事業とあわせ行ななければならないこととしておりま

す。第一に、農協による農業經營の受託事業について、以下その内容の概略を御説明申し上げます。
第一に、農協による農業經營の受託事業につきましては、この事業の性格にかんがみ、事業主体を出資制の農業協同組合とするとともに、他の事業とあわせ行ななければならないこととしておりま

す。なお、この事業の実施につきましては、受託農地の集団的な利用や、高性能機械施設の使用などにより、効率的な經營が実現されるよう指導してまいりたいと考えております。

第二に、農事組合法人制度につきましては、農事組合法人につき、最近における諸情勢の変化に即応し、農民の協同組織という基本的性格を保持しつつ、他の生産組合制度との均衡をも考慮して、組合員資格及び員外従事者に關する制限を緩和することとしております。すな

わち、定款で定めた場合には、加入の後に農民でなくなった者等については、その農事組合法人との関係においては組合員たる資格を有するものとし得ることとするとともに、これによって組合員たる資格を有するものとされる者の数は、定款変更等特別議決の場合の議決要件などを勘案して、組合員の三分の一をこえてはならないこととしております。また、員外従事者の数につきましては、常時従事者の五分の一以内という現行の制限を二分の「以内に緩和することとしております。

第三に、組合による土地の取得等に關する規定につき、組合による農業の目的に供するための土

いる者等に対し、農林大臣または都道府県知事は工事の停止命令等違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

以上をもちまして、農地法の一部を改正する法律についての補足説明を終ります。

○草野委員長 池田農政局長。
本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、農協による農業經營の受託事業につきましては、この事業の性格にかんがみ、事業主体を出資制の農業協同組合とするとともに、他の事業とあわせ行ななければならないこととしておりま

す。なお、この事業の実施につきましては、受託農地の集団的な利用や、高性能機械施設の使

用などにより、効率的な經營が実現されるよう指導してまいりたいと考えております。

第二に、農事組合法人制度につきましては、農事組合法人につき、最近における諸情勢の変化に即応し、農民の協同組織とい

う基本的性格を保持しつつ、他の生産組合制度との

均衡をも考慮して、組合員資格及び員外従事者に關する制限を緩和することとしております。すな

わち、定款で定めた場合には、加入の後に農民でなくなった者等については、その農事組合法人と

の関係においては組合員たる資格を有するものとし得ることとするとともに、これによって組合員

たる資格を有するものとされる者の数は、定款変更等特別議決の場合の議決要件などを勘案して、組合員の三分の一をこえてはならないこととしております。

第三に、組合による土地の取得等に關する規定につき、組合による農業の目的に供するための土

地の供給事業につきましては、農地の売り渡し、貸し付けまたは交換の事業が行ない得るよう道を開くものであり、農業経営規模の拡大、農地の集団化等に資しようとするものであります。これにつきましては農地法の規制のもとに同法改正案により新たに道が開かれることとなつておられます。

次に、組合による転用相当農地等の売り渡し及び区画形質の変更の事業につきましては、農業經營の受託の事業と同様に、事業主体を出資制の組合とするとともに他の事業とあわせ行なわなければならぬこととしております。この事業は、組合員が經營の合理化等に伴い農地を処分するような場合にこれを計画的に行なわせるとともに組合員の生活の安定にも資することを趣旨とするものであり、本事業の実施にあたっては組合の性格にかんがみ、組合員からの受託によることを原則とするとともに、農地法による農地転用の規制のもとに土地の農業的利用にも十分配慮して行なわれるよう指導してまいりたいと考えております。

第四に、総代会につきましては、大規模農協の管理運営の円滑化に資するため、從来行なうことのできなかつた役員の選挙または選任及び定款の変更の決議をなし得ることとしております。また、解散及び合併につきましては、総代会において議決をし、さらにこれにつき組合員の直接投票において組合員の半数以上が投票し、その投票数の三分の二以上の多数による賛成を得ることによっても、これを行ない得ることとしておりまます。このような措置に伴い、組合員の意思を総代会に対しよりよく反映させる必要があると考えられますので、総代の定数につき、現行の百人という最低限度を引き上げ、原則として総組合員の五分の一以上でなければならないこととしております。

第五に、農業協同組合連合会の会員の議決権及び選挙権につきましては、会員が農業協同組合である場合にはその正組合員数、会員が連合会であ

る場合にはその直接または間接の構成員たる農業

協同組合の正組合員数等に基づき、定款の定めるところにより付加して与え得ることとしております。

なお、付加して与える議決権及び選挙権の数につきましては、一会员一票制の原則に対する例外である趣旨にかんがみ、政令で一定の制限を課すことを予定しております。また、中央会につきましても、都道府県中央会にあっては会員の議決権及び選挙権の数、全国中央会にあっては代理

員の選挙における会員の選挙権の数等につき、同

議員の措置を講ずることとしております。

以上のほか、信用事業につきまして、組合員の世帯員、地方公共団体等の非営利法人または銀行

その他の金融機関に対する資金の貸し付けに関する取り扱いを中小企業金融機関における取り扱い

の動向にかんがみ、その適正な取り扱いがはかられるよう、信用事業を行なう農業協同組合連合

会が間接構成員のために指定金融機関の業務代理

をすることができるようにしておりまます。

以上をもとにして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

○草野委員長 以上で補足説明は終わりました。

○草野委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。松野幸泰君。
○松野(幸)委員 時間の関係上、單刀直入に要点

だけ農協法に對しての質問を行ないます。

農協による農業經營の受託について、今回の改正是農業就業構造の変化と農業の機械化を背景とししてこれに農協が対応すべき措置とされているが、政府においてこれを積極的に推進する方針な

のかどうか、特に農業基本法にいう自立經營農家の育成及び協業の助長等の構造政策の推進上、ここにいう農業受託經營がいかなる位置づけをされ

ているか問題であると思うが、お尋ねいたしました。

○渡辺政府委員 農協の農業經營受託を今後どう

いうふうに推し進めていくのか、こういふうな御質問だと思いますが、まず現在、農協が公に經營の受託をすることができない、だからその道を開くことがあります。やり方といたしましては、なるべくその構造改善につながるとしましては、なるべくそれができるようだといふ組織でございますから、集団的な生産を開くことが一つであります。

そこで規模の拡大をはかっていく、こういふうなようなことができるようにしていただきたい、

こういうことができます。何と申しましても、規模の拡大をするためには農地法等の関係もいろいろござりますので、あわせてそれらの緩和措置等もとつていくわけであります。

組織というようなものができるような形で進めていきたい。そして規模の拡大をはかっていく、こういうようなことができるようにしていただきたい、

こういうことができます。何と申しましても、規模の拡大をするためには農地法等の関係もいろいろござりますので、あわせてそれらの緩和措置等もとつていくわけであります。

○松野(幸)委員 第二点として、農林省の方針によれば、市町村段階において農地保有合理化法人の事業を認める地域は、農振法に基づく農業振興地域内とし、これら地域の市町村または農協からの自発的な申し出により、農地保有合理化法人として指定することを考えているようであるが、指定にあたり市町村と農協が競合する場合はいかなる調整をされる方針ですか、お伺いをいたします。

○渡辺政府委員 農地保有合理化法人としては指定することを考えているようであるが、指定にあたり市町村と農協が競合する場合はいかなる調整をされる方針ですか、お伺いをいたします。

○松野(幸)委員 次に、農地法の一部を改正する法律案について二点お伺いをいたします。

農地法改正による農地流動化の効果について政

府はどうな見通しを持っておられるか、お伺いいたします。

○渡辺政府委員 もちろん、農地法改正だけで農地の流動化が完全に進む、こういふうには思つておりません。農地法の改正といふものとあわせて

てさらに雇用機会をつくつてやるとか、あるいは

農村等に工場をこしらえるとか、さらに離農者に

対する年金制度をこしらえるとか、そういうよう

なもののもちろんあわせて行なうわけであります。

しかしながら、何といたしましてもその根本になるものは農地の流動化を進めることがあつて、この流動化を進める目的は、言うまでもございませんけれども、農業を專業にやる農家に農地

されているわけであるが、この二つの方法を規定した理由と事業実施にあたつての指導方針について政府の考え方をお伺いいたします。

○池田政府委員 今回、農協が土地の取得ができるという規定を農協法の中に盛り込みたいと考えておられる御質問であります。ただいま御質問の点は、転用目的で農協が農地を取得いたしますよう

ますが、これにつきましては私どもはやはり原則的には委託によるのが最も事業の趣旨に合うので

は、なかろうか、組合員が農業經營の合理化といふような観点で処分をするわけでございますの

が、原則はそのように考へておられる次第でござります。ただ事業の実施の場合におきましては、一部農協が直接土地を取得することもあり得ると思ひますので、そういう規定は置いてござりますが、原則はそのように考へておられる次第でござります。

○松野(幸)委員 お伺いをいたします。

○渡辺政府委員 お伺いをいたします。

○松野(幸)委員 次に、農地法の一部を改正する法律案について二点お伺いをいたします。

農地法改正による農地流動化の効果について政

府はどうな見通しを持っておられるか、お伺いいたします。

○渡辺政府委員 もちろん、農地法改正だけで農

地の流動化が完全に進む、こういふうには思つておりません。農地法の改正といふものとあわせて

てさらに雇用機会をつくつてやるとか、あるいは

農村等に工場をこしらえるとか、さらに離農者に

対する年金制度をこしらえるとか、そういうよう

なもののもちろんあわせて行なうわけであります。

しかしながら、何といたしましてもその根本になるものは農地の流動化を進めることがあつて、この流動化を進める目的は、言うまでもございませんけれども、農業を專業にやる農家に農地

が集まりやすくするといふことが一つのねらいであります。

それと同時に、また大都市の周辺等において当

あたつては、組合員からの委託を受け行なう場合と、農協みずから行なう場合の二とおりが規定

とんどの明瞭である。こういうようなところの壞滅というようなものがスムーズにいくように、今回の改正案といふものはつくられておるわけあります。今回の改正案が通り、しかも先ほど申し上げたような幾つかの条件が整えば、一方においては專業農家に土地がたくさん集まつてくる、そして規模の拡大にそれが寄与することができ、あるいは協業が進められるということになります。工場敷地あるいは住宅敷地等が確保されやすくなる、こういうように考えております。

○松野(幸)委員 次に、農地法の将来についてお伺いいたします。
農地法改正案は、自作農主義の根幹を維持し、それを補完する意味から借地を組み入れての農業経営の規模拡大をはがうとしているが、これは過渡的な措置であつて、農地法の将来については廃止を含めて何らかの改編を考慮しておられるか、お伺いいたします。
○渡辺政府委員 結論から申し上げますと、農地法を廃止するということは考えておりません。今回の農地法の改正は、先ほど申し上げましたとおり、農地の流動化を促進するというのが大きなねらいであります。かりに農地法を廃止するというようなことになつてしまりますと、それは農地が機械の対象にされ、そのために地価の上昇というようなこともあり得るし、農地が資産保有の対象にされる。そういうふうなことで農家でない、農業を営まない者が農地を持つというようなことになつて、これはきわめてまずいことになります。したがつて今回の改正案といふものにつきましても、どこまでもこれは原則的に農業をやる者が農地を持つのだという意味においては自作農主義といふものが貫かれておる、そう言つても差しつかえないだろう、こう思います。

○松野(幸)委員 次に、最近の農業をめぐる諸情勢は、変転著しいものがありまして、米の過剰問題、農産物の輸入自由化問題等をはじめとして、種々困難な問題をかかえ、まさに有史以来ともい

うべき重要な事態に直面しております。このような情勢の中では、政府は総合農政の強力な展開を通じ、局面の打開をはかるとしておられますので、その具体的な内容を掘り下げて、お尋ねをいたします。

私はまずもつて当面する緊急課題である米の過剰問題の解決に一応のめどをつけることが肝要で、その後でなければ、わが国農業の発展のための施策の展開は、むずかしいのではないかと確信いたしております。

このようないい考え方のものと、この際は米の生産調整問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

府県、市町村の関係者、あるいは農協の方々等と府県、市町村の関係者、あるいは農協の方々等とさきもあるようによかがわれますので、私はこれらの方々の疑問なり不安を取り除くことによって、一そうの理解と協力を得られるようにするため、質問を行なうものであります。

なお、私の質問事項の中には、今までの質疑と重複する点もあるうかと思われますが、その点は何ぶん御了承いただきたいと思います。

大臣は、予算委員会での質問に対して、百万吨減産分に対する奨励金は今年度限りで来年度以降は考へていない。今年の休耕、転作で協力が得られれば来年は減反の必要はない、という考え方があります。もちろん休耕が目的でなくして、できる限り転作をしていただきたい、こういうようなことで指導をしておるんですが、何せ速急に

申しておりますように、本年度の実施状況を見てとおりに御解釈をいただきたい、こう思うわけであります。もちろん休耕が目的でなくして、できる限り転作をしていただきたい、こういうようなことで指導をしておるんですが、何せ速急に

この問題が持ち上がりつたために、いろいろな都合等もこれあり、あるいは農業団体等の強

い要求等もあって、休耕と転作には差をつけない

というような方針がとられたわけあります。結果的には、確かに転作よりも休耕の希望が多いと

いうのが事実であります。しかしながら、そうす

はまだ米をつくつてもよいのかどうか、まずこの点を明らかにしていただきたい。

次に、三月の二日の朝日新聞によりますと、福島県では、昨年の転換組が奨励金の格差に不満を持つて、水田に逆戻りの動きがあり、こうした動きは福島県だけではなく、西日本の各地でも表面化していると報じていますが、これについて報告を聞いておられるかどうか。農民にしてみれば、

奨励金が単年度では作付転換も一年限りだというのも無理はないと思われます。転作でさえもこうなのだから、ましてや休耕では、来年は必ず米をつくることになると予想されますが、總理も警告しておられますように、生産調整がまなければ

食管制度の根幹があやうくなると思われます。政府は今年の結果を見てと言つておられます、生産調整は今年だけの休耕、転作で解決のできる問題ではなく、いまこそ抜本的な減産対策を立てる必要があると思いますが、政府はこの点についてどのようなお考えをお持ちであるか、お尋ねいた

します。

○渡辺政府委員 生産調整についてのお尋ねであります。最終的には抜本的な減産対策というものを立てなければいけないんじゃないか、こういうふうなお話だと思いますが、まことにそのとおりであります。米の生産調整の補助金、それが一年限りなのか、来年もやるのかと、

申しておりますように、本年度の実施状況を見てとおりに御解釈をいただきたい、こう思うわけであります。もちろん休耕が目的でなくして、できる限り転作をしていただきたい、こういうようなことで指導をしておるんですが、何せ速急に

転作でなくてほとんどが休耕になることが予想されますが、これが来年度以降いつでも米作に戻れ

れるという、米の過剰要因として残ることになりま

すが、政府は今年だけ休耕、転作させれば米の過

剩を防げるというお見込みのか、休耕手当が一

年限りであれば、休耕手当をもらつた土地も来年

ればことしやめれば来年また全部米に戻つてくるんじゃないいか、こういうふうな御意見が当然出でるかと思うであります。しかしながら、全部戻つてくるというようにはわれわれは考へていないのであって、その間ににおいて、先ほど言つた

ようにいろいろな農地法の基準緩和等によつて大都市周辺やあるいは工場の適地というようなもので、それが優良農地で、集団的な農地を阻害しないという場合には、それらの壊滅というものをゆるやかにしていくという措置を続けてとつていくわけでありますから、そういう面での農地の壊滅といふことになると予想されますが、總理も警告

しておられますように、生産調整がまなければ、総理がかなり明確にされておりますが、何ぶんの輪郭がかなり明確にされておりますが、何ぶんの所信表明に対する各党委員の質疑等を通じ、そにもとの問題は、わが国農業が初めて経験する非常なだから、ましてや休耕では、来年は必ず米をつくることになると予想されますが、總理も警告

しておられますように、生産調整がまなければ、総理がかなり明確にされておりますが、何ぶんの所信表明に対する各党委員の質疑等を通じ、そにもとの問題は、わが国農業が初めて経験する非常なだから、ましてや休耕では、来年は必ず米をつくることになると予想されますが、總理も警告

夏季施行が多くなると、予算が少ないと冬季のワクはなくなってしまうので、冬季施行のところは補助金の責任が持てないという指導をしておられるが、この辺の関係について政府の指導方針を承りたい。

○渡辺政府委員 冬季の土地改良をやるところに補助金が回らざるに夏季施行のところが優先的に採用されたじやないかといふようなお話をござりますが、これは御承知のとおり予算には限りがあります。どうせ同じ予算を使うならば、ことは米の減産というよなことで生産の調整をやるうとうときでありますから、なるべく夏季施行をやつてくるださるならばそれだけ減産になるので、そのほうを優先的にとつてこようというためであると思ひます。

その次の問題でございますが、そういうふうな夏季施行等をやれば米の増産対策になるのじゃないか、おかしいじやないかということでありますけれども、御承知のとおり、日本では千二百五十万トン程度のお米はどうしても必要であつて、それが千四百万トンもれるから過剰という問題が起きるわけであります。したがいまして一方においては、それが需給の見合うような方法をとりますが、他方においては、米作の地帯といふなどこれまで全部転作をするというわけではございません。もちろん米作地帯は米作でいくわけでありますから、そこではしかしながら、今後こういうふうな過剰状態で刺激的な生産者米価といふものは望めないということになると、一方において労働賃金が上がる、それに農村の所得が伴わないというような問題が起きるものでありますので、それは農林省としては困る。だからやはり生産者米価に影響するものだらうと私は思うのであります。したがいまして、部落等においても必ずしも7%なら7%の引き上げといふことはできないけれども、その反面生産性の向上をはかるというような意味で基礎整備、機械化事業というようなものを推進をさしていくということになりますから、大きな観点から見た場合において、決して間違った政策であるとは思いません。私は正しい行き方である、こう思ふのであります。こまかい点につきまして

○松野(幸)委員 次にお尋ねしたいのは、米の生産奨励金に対する課税対策についてであります。

○渡辺政府委員 この生産調整の問題につきましては、生産農家の方が非常な不満を持ちながら、

耕、転作に金は出したが減産にならなかつたといふ事態が起つたかねないと思います。この点についてどうお考へか、どのように指導される方針かお答えいただきたいと思います。

○渡辺政府委員 この生産調整の問題につきましては、生産農家の方が非常な不満を持ちながら、

耕、転作に金は出したが減産にならなかつたといふ事態が起つたかねないと思います。この点についてどうお考へか、どのように指導される方針かお答えいただきたいと思います。

○松野(幸)委員 時間が参りましたので、これで質問を終わりたいと思いますが、最後に、今回の

生産調整措置は、米の需給が正常な状態に回復するための非常緊急の措置でございましょうが、今後の農政の方向としてはなるべくこのよな事態の招来は避けるべきことは言をまたないところであります。そのためには農産物の需給について明確な見通しを立て、必要に応じ現在の長期見通しを改定し、これに即応した地域ごとの生産分担を早急に示すべきであると思われます。この点について、昨年農振法の成立に際し当委員会は附帯決議をもつてその実現方を政府に要請してまいりましたが、この点について政府としてどのような方針で対処しておられるかお尋ねして、私の質問を終わります。

○倉石國務大臣

ただいまのお話全くごもっとも

でございまして、政府もその方針に沿うてやってまいります。

○草野委員長 長谷部七郎君

まず農地法の改正案を中心いたしまして、農林大臣にお尋ねをいたしたい、かように存する次第であります。

るのではないか、こういうふうに思います。また農地等の権利の移動の統制緩和の第三条を見ましても、所有制限の条件がはずされる。しかも、雇用労力の制限も廃止をし、こういうふうになりましては、権利取得者が農作業に恒常に從事する場合であれば、やはり富農的な農業経営が可能になつてくる、こういう道を開く可能性が出てくると私は思います。また、下限面積を五十アールにしたわけですが、これはいわゆる五反以下の零細農民を農業から追い出すという性格を露骨に示しておるものといわなければなりません。

このように、今日提出をされておりますの改正案を見ますると、一口に言ってこの法律が通ると、富農的な資本主義的権威ができるようになるということとござります。しかも、農業外の資本が直接農村に進出をする道を開く、こうしたことになりまして、いわゆる農地法の精神である自作農主義から富農主義に転換されることになるわけでございます。私は、この農地法改正は、農地法は耕作する者が所有するという原則をうたつた農地改革の成果を否定するものではないか、こういうふうぐあいに考へるのであります。
○倉石国務大臣 いろいろお話をございましたが、私どもの考え方と少し食い違っているところがあるんではないかと思うのであります。私どもはある意味で、たとえば農業としては、自分はこれではやはり立たないと思う方が――昔の状態であるならば、全体の農家の所得を増す上において利益を上げたいへんお困りの場合はあります。しかし、今日はみずからが他産業に転換することによって、その所得をふやしていくことが必要ではな

かと思ふのであります。しかたで農業の収入は成り立たない。しかし御承知のように、農村地帯では工場などから農村に住んでおる人々全体の私経済のことを見てみて、私どもはやはり今度私どもが考えて御提案申し上げておりますような方向で經營規模を広げて、農家の所得が他産業に比べてひけをとらないような所得水準を持たれるような農業に育成していくべきではないか、こういうことを考へておるわけでありますから、零細な農業者を特に縮め出してしまうとかそういうようなことを意識的に——法律の立案の過程においてもどこにも、そういう考へは持つておらないのでありますから、いま申しましたような規模の農業を中心にして、日本の農業を維持してまいりたい、こういうのがねらいであります。

○長谷部委員 大臣は農地の流動化を促進してそうして經營規模の拡大をはかる、いわゆる大規模農家を育成するためにはどうしても今日の農地法の改正が必要である。こういうことを強調されておるわけであります。しかし、今日農地の流動化を阻害しておる要因は、私は農地法だけではないということ、このことを特に申し上げておきたい。私が指摘したいことは、特に土地の価格が非常に高い、さらに取得の資金が今日の農家経済のものではないということです。さらに高い土地を買って農業をやってみても採算が合わない。こういうところにも大きな問題があると思うのであります。また何よりも大きな問題は、今日の農業者の経済が長い間の自民党政府の農政によって非常に行き詰まっていることだと思います。特に昨年は物価上昇の中で生産者米価は据え置かれておる。さらに今日減反が行なわれておる。また無計画な外國食糧の輸入がどんどん行なわれまして、稻作をはじめ麦作、畜産、果樹、蔬菜といったいわゆる成長農産物と称するものが軒並み総なめになつておる。こういう角度からいたしまして、今日の農家の経済は大きく行き詰まつておる。しかも農村地帯は農業所得だけでは暮らせない。何とかして農外所得にたよらなければなりません。しかし御承知のように、農村地帯では工

て、農地の流動化も進まない、大規模経営も実現が不可能である、こういうぐあいに私は考えるのあります。が、この際大臣の所見を承つておきたい。

○倉石國務大臣 総合農政の推進について私どもが申し上げていることと大体同じような方向を御指摘になったと思うであります。が、私ども考えてみますのに、いま農業の問題を考えたときに、農業が他産業に匹敵して劣らないようなりっぱな体质を備えた自立農業を育成いたしてまいりたい、これが一つ。しかしいまの日本の産業構造の中で見ますと、そう申しましてもやはりかなり長期間兼業農家というものが存在いたすわけであります。現在大体八〇%程度が兼業農家、そのうちの四分六くらいの割合で第二種兼業農家のほうが多いであります。ところが私どもはまず農業の面から考えますときには、農業というものが他産業に比較して劣らない所得を得て、農業として立ち行くために、自立經營の農家を育成したい、こういうことの考え方のために農地法の改正等を考えておるわけでありますが、いまお話をありましたように、兼業の中でも出かせぎの人もありますし、また近くの産業に働く人もあるであります。そこで政府がいつておりますのは、この数多い部分を占める兼業者の労働力を、地方に産業を分散させることによって効率的に成果をあげることがより必要ではないかと、考え方、こういう考え方、わが国ばかりではございませんで、よその国でもそういうことを考えている國もござります。私どもはしたがつて、どういうふうにいたしましても、いまの世紀第一位に成長していくかねばならない経済機構の中でも、新しい作業場、しかも公害を伴わないようなものはなるべく地方の労働力がある地域に分散していくほうが効率的ではないかという考え方をもっております。実はきのうあたりも、農林省もこれから経団連同友会の代表者たちが集まりまし

て、彼らのことばでいえば農工一体の方向をとるために政府の施策にどのような協力をすべきであるかというふうな、これはこれからも継続してやることであります。そういうことのために、いま私どもは昭和四十五年度予算の中にもそういうことを必要とする予算を農林省以外にも組んでおります。たとえば労働省では、ある地域、地方にどういう産業が向いておるか、たとえば長野県を例にとりますと、長野県は非常に空氣の乾燥したところでありますので、スイスのように精密機械工業には一番適地だといわれておりますので、昔盛んでありました製糸工場のあとにはどんどん精密機械工業が進出して、また地元資本でも行なわれております。これが家庭の主婦などの手工業にも効果がありますので、かなり山の中にも入ってきておりましたが、そういうようなことについて、産業を地方に分散する計画を産業界で持つてれますならば、今度はその計画に基づいて、たとえば石炭労働者に対してもやりましたように、一定の訓練期間は政府が補助をして、そして訓練手当を出して、やがてその地域に来るであろうところの産業に間に合うような職業訓練をしようといったような総合計画を立てて、地方に産業が分散してしまって、その地方にある労働力をそこに吸収するという計画がよいではないか、私どもはそういうことを考えておりますので、いま申しましたわが国のある大部分の兼業農家の労働力は、なるべくそういう在村のままで活用できるようになります。そのためには在宅して通勤ができるといつものだ、そのためには在宅して通勤ができるようになります道路をよくしなければならない。今度は違う目的もありますけれども、大型農道などを建設いたしまいました。これからやるべきことは、それの枝葉になる農道であります。政府の予算をごらんくださいますように、昭和四十五年度予算にも、そういう地方道、農道、農免道路等に対する予算はかなり計上いたしてあるわけでありまして、そのようにいたしまして、いまのような進展変化してまいります社会情勢に応じて、われわれが農業を取り上げ、また農村を取

り上げて考えてみましたときに、いま申しましたような方向でひとつ労働力をできるだけ地元で吸収するようにして、そして全体としては農家の所用をふやしていくことがいいのではないか、こういふことを考えているわけであります。

○長谷部委員

次に、私は農地の転用問題について大臣に承りたい。

御承知のとおり、政府は百五十万トンの米の減産を実施するために、百万トン分については、お話をありましたように休耕、転作でいく、残りの五十万トンについては水田の転用をはかりまして

買い上げる、こういう方針をとつておるようあります。しかも農地の転用許可基準につきましては、農林省のほうでは暫定措置として二年間で、四十七年の三月一ぱい、ところが国会では大蔵大臣の、いや三年間に三十五万四千ヘクタールの水田を買い上げるのだ、こういった発言などもありまして、政府部内でも意見の不統一のよう

にわれわれは見受けおるわけであります。いずれにいたしましても、この農地の転用許可基準の大幅な緩和は農地法のたてまえを大きくずすも

しも違反しておるものではないと思つております。また、転用基準の次官通達をごらんください。一度緩和いたしましたけれども、これは農地法に少しありますけれども、やはりあくまでも農業のために必要な一種農地について十分にこれを確保することについては、少しもその方針は変わつたと思ひますけれども、やはりあくまでも農業のためには、今度の転用緩和ということは規模拡大

に障害になるのではないかというお話をございまして、転用許可基準の扱いについては、農林省としてこれはできる仕事の一つでありますけれども、私は考えます。したがつて、考え方によつては法の精神を無視する、あるいは議会を軽視した措置といわれてもいいじやないか、こういうぐあいに私は思いました。

〔委員長退席、小沢（辰）委員長代理着席〕

しかもこのような大事な農用地の許可基準の緩和は、私どもが規模を拡大してりっぱな農業として育成していくうとする土地には工場等は来ないわけでありますから、そういうことについて産業を分散すること等によって、農地を必要とする地域、私どもが規模を拡大してりっぱな農業として育成していくうとする土地には工場等は来ないわけではありませんから、さらには私ども、いまは、もちろん私ども農業の立場からしきりし指導をやつてまいるつもりでありますので、そういうことはないよう、さらには私ども、いまお話しのございましたことでもありますし、十分注意をいたして指導してまいるつもりであります。

○長谷部委員 いま大臣の答弁を聞いていますと、私の質問の趣意とは全く違った答弁をされておるのであります。もう少し質問の趣意をつかんでいたい、意のあるところをお示し願いたい、こう思つのです。

私は申し上げておることは、農用地の転換基準の緩和は農地法には違反してない、そのとおりです。それは法のたてまえから行政がやれる仕

事でありますから……。しかし今日、このような大幅な農用地の許可基準を緩和するということは、農地保護のたてまえをうたつておる農地法の改めで、大規模農業の育成には何の役にも立たない、こうしたことになろうと思うのであります。

したがつて、この農地の転用によって暗躍するの

に私は考えます。これについてまず大臣の見解を承つておきたい、かように思つております。

○倉石國務大臣 私どもは、農地の転用基準を今

ありまして、政府部内でも意見の不統一のよ

うのである、こういうぐあいにいわざるを得ないと

思つております。確かに法のたてまえからいたしまして、転用許可基準の扱いについては、農林

省としてこれはできる仕事の一つでありますけれども、私は考えます。したがつて、考え方によつては法の精神を無

視する、あるいは議会を軽視した措置といわれてもいいじやないか、こういうぐあいに私は思いました。

そこで、今度の転用緩和ということは規模拡大

に障害になるのではないかというお話をございまして、転用許可基準の扱いについては、農林

省としてこれはできる仕事の一つでありますけれども、私は考えます。したがつて、考え方によつては法の精神を無

視する、あるいは議会を軽視した措置といわれてもいいじやないか、こういうぐあいに私は思いました。

そこで、今度の転用緩和ということは規模拡大

に障害になるのではないかというお話をございまして、転用許可基準の扱いについては、農林

省としてこれはできる仕事の一つでありますけれども、私は考えます。したがつて、考え方によつては法の精神を無

視する、あるいは議会を軽視した措置といわれてもいいじやないか、こういうぐあいに私は思いました。

〔委員長退席、小沢（辰）委員長代理着席〕

しかもこのような大事な農用地の許可基準の緩和は、私どもが規模を拡大してりっぱな農業として育成していくうとする土地には工場等は来ないわけでありますから、さらには私ども、いまお話しのございましたことでもありますし、十分注意をいたして指導してまいるつもりであります。

○長谷部委員 いま大臣の答弁を聞いていますと、私の質問の趣意とは全く違った答弁をされておるのであります。もう少し質問の趣意をつかんでいたい、意のあるところをお示し願いたい、こう思つのです。

私は申し上げておることは、農用地の転換基準の緩和は農地法には違反してない、そのとおりです。それは法のたてまえから行政がやれる仕

事でありますから……。しかし今日、このような大幅な農用地の許可基準を緩和するということは、農地保護のたてまえをうたつておる農地法の改めで、大規模農業の育成には何の役にも立たない、こうしたことになろうと思うのであります。

たとえば第一種農地、いわゆる優良な農地が非常に大幅に縮小されようとしておるわけです。さ

らに民間の資本でこれを買い上げる、こういうことですから、土地ブローカーがかなり暗躍をすることがあります。しかも農地の転用許可基準につきましては、農林省のほうでは暫定措置として二年間で、四十七年の三月一ぱい、ところが国会では大蔵大臣の、いや三年間に三十五万四千ヘクタールの水田を買い上げるのだ、こういった発言などもありまして、政府部内でも意見の不統一のよ

うでありますから……。しかし今日、このようないいに私は考えます。これについてまず大臣の見解を承つておきたい、かように思つております。

○倉石國務大臣 私どもは、農地の転用基準を今

ありまして、政府部内でも意見の不統一のよ

うでありますから……。しかし今日、このようないいに私は考えます。これについてまず大臣の見解を承つておきたい、かように思つております。

○倉石國務大臣 私どもは、農地の転用基準を今

ありまして、政府部内でも意見の不統一のよ

うでありますから……。しかし今日、このようないいに私は考えます。これについてまず大臣の見解を承つておきたい、かのように思つております。

○倉石國務大臣 私どもは、農地の転用基準を今

ありまして、政府部内でも意見の不統一のよ

うでありますから……。しかし今日、このようないいに私は考えます。これについてまず大臣の見解を承つておきたい、かのように思つております。

○倉石國務大臣 私どもは、農地の転用基準を今

ありまして、政府部内でも意見の不統一のよ

うでありますから……。しかし今日、このようないいに私は考えます。これについてまず大臣の見解を承つておきたい、かのように思つております。

○倉石國務大臣 私どもは、農地の転用基準を今

ありまして、政府部内でも意見の不統一のよ

うでありますから……。しかし今日、このようないいに私は考えます。これについてまず大臣の見解を承つておきたい、かのように思つております。

私は申し上げておることは、農用地の転換基準の緩和は農地法には違反してない、そのとおりです。それは法のたてまえから行政がやれる仕

○長谷部委員 それじゃもう一つお尋ねしますが、今度の十一万八千ヘクタールの水田買い上げは、いわゆる昨年の六月から施行されております新都市計画法の市街化調整区域、これは原則として農用地の転換は認めないわけですが、この市街化調整区域、さらには農業振興地域、こういうところにも及んでいくものではないか、こういうふうに思つてあります。ただ水田の転用基準の緩和に伴いましては、その方針は原則として変えないつもりであります。ただ水田の転用基準を出しております。それにつきましては、その方針は原則として変えないつもりであります。

○倉石國務大臣 市街化区域の中に入つております農地は農転を必要としないことは御存じのとおりであります。市街化調整区域の中においていわゆる二種、三種、そういう地域の中、いまお話しのありましたような希望のあります地域につきましては情勢に応じては許可をする、こういうことになると思います。

○長谷部委員 農業振興地域はどうなりますか。

○中野政府委員 農業振興地域の整備に関する法律によりますと、その中で農用地区分をいたします。農用地区分をいたしましたところは、その区

分の目的に従つて農用地に使うということになつておりますので、原則的には農地転用の許可はい

たさないということになるわけでございます。

○長谷部委員 そうしますと、今度の農地転用の考え方としては、第一には市街化区域、第二といふのがいに解釈してよろしくございますか。

○中野政府委員 先ほど大臣から御答弁ありまし

たように、市街化区域につきましては、今回線が引かれましたあとは届け出制でよろしいといふことになるわけでございます。調整地域につきまし

ては、去年の十月に、調整地域の性格と申しますと、これは市街化を抑制する地域というものが原則

になっておりますので、これについては特別の農地転用許可基準を出しております。それにつきましては、その方針は原則として変えないつもりであります。ただ水田の転用基準の緩和に伴いまし

て、あの調整地域の中を甲種農地、乙種農地と分けてござりますけれども、甲種農地につきましては、国道、県道の沿道においてガソリンスタンド等のサービス事業については認める。それ以外は現行どおりということにいたしております。そし

て調整地域の中でも甲種農地でない、優良な集団的農地でないところでございますが、それにつきましては大臣から御答弁ありましたように、今

度の水田転用基準の緩和が大体適用になる、こういうことになるわけでございます。

○長谷部委員 次に大臣にお尋ねしますが、今度の予算委員会等でも問題になつておるようであ

りますけれども、米の生産調整に関連いたしまして、五十万トン分の十一万八千ヘクタールは、四十五年度一年間で買上上げをする、こういう方針

がきまり、四十四年度予算では一億円の土地需要

緊急調査費が予算化され、現在各省におきまして

それぞれ土地の需要を調査をしておる、こういう段階のようになつておるわけであります。いまの

時期は三月も半ばを過ぎた時期でございまして、農民諸君としてはそろそろ苗しの作業の計画に入

る時期でございます。當農計画も目下真剣に考え

られておる時期になつておるわけであります。し

たがつてこの転用の計画なるものが、苗しの期や

農業整備計画を前にして早期に決定され発表にならない

こと、ことし一年間の稻作經營なり當農に大きな支

障を来たすことになるし、おくれました場合には

これが政府として意見が統一されたものではない

たいへんな混亂を呼び起すことになるのではないか、こういうふうに思つておったのであります。

いか、こういうふうに思つておられたのであります。したがつて昨日でしたか、新聞によります

ところは考えられません。したがつて、すでに

これは政府として意見が統一されたものではない

か、こういうふうに思つておられたのであります。したがつて、その辺いかがなものですか、

伺いたいと思います。

○倉石國務大臣 農林省も政府のうちですから、

政府としてだれか発表するとすれば私も連絡があるはずでありますけれども、一向そういう話は

聞いておりませんし、もともと米の生産調整とい

うことから出てきた話でありますので、農林大臣が知らない間にほかの政府機関が外部に何か出す

ということは、あり得べからざることであると思

います。私は全然そういうことに関知しておりま

せん。

○長谷部委員 少なくとも、水田の転用の許可を

が、質問ですか、要望ですか、答弁のあれがありません。

○小沢(辰)委員長代理 長谷部君に申し上げます

が、質問ですか、要望ですか、答弁のあれがありません。

○長谷部委員 質問です。

九

○倉石國務大臣 それはちっとも差しつかえないことでありまして、私調べてみますが、まさか私の知らないものが政府の発表として出るはずはないと思ひますが、真相を調べてみます。

○長谷部委員 いまの問題は、後刻あらためて結論をいただきたい、こう思うわけでありますが、時間の関係もございますので、先に進まっていただいたいと思います。

たゞいまも申し上げましたように、十一万八千ヘクタールを単年度で他目的に転用するということとあります。これはかなりの資金の伴う問題でございます。今日、地方自治体間関係だけを捨ててみまして、年間、四十五年度の場合、約三百億円の土地取得の財源しかないので、民間でこれを買い上げるわけですから、かなりの財源が必要と思われるわけであります。この財源の調達について、政府はどういうぐあいに考えておられるか、ますこの点を承りたいのです。

○倉石國務大臣 どういうよろしく用地を買い上げたり何かするかということがきまりませんので、その金のことまで私どもいま何も聞いておりません。

○長谷部委員 しかし、十一万八千町歩に見合う水田は民間需要で消化していく、こういうことを政府の方針として国民の前に明らかにしておるわけでありますから、当然この十一万八千町歩の買上げは民間の実施要綱なるものが準備されておるものと私は考へておるわけであります。その十一万八千町歩の水田転用の具体的な実施要綱を御提出をいただきたい、こう思ふわけであります。

○倉石國務大臣 そういうことについて、いまどこの役所の関係でどれだけの用途をどういうふうにしようかということを鋭意検討しておる最中でありますので、そのことがまず先じやないかと思うのです。したがつて、その要綱とかなんとか、そういうものはまだ全然私ども聞いておりません。

○長谷部委員 転用の十一万八千町歩の実施要綱もなければ、資金の調達のめども全然考えておら

れない。だとすれば、これは全くもういいかげんな発表としか受けとめることができないわけであります。おそらくこのようなことを予算編成の最終段階で国民の前に明らかにしたわけであります。

○長谷部委員 もないと私は思ひます。そういう意味でもないといふべきであります。そういう意味でもしないとすれば、これはあまりにも軽率ではな

いか、こういうぐあいに考へられますけれども、この点について御見解を承りたいのです。

○倉石國務大臣 百五十万トンの生産調整はいたしたい、百万トンはいわゆる生産調整でやりたいたい、五十万トン分に見合う地域につきましては、もう御存じのように各自治体、農業団体等鋭意いま努力していくれる最中であります。十一万八千ヘクタールの五十万トン分については、補正予算でも「億円の調査費を各関係省に分配をいたしまして、それによってどのよ

うな計画を立てるべきか」という調査をいまやつておられます。十一万八千ヘクタールに關係なく、私どもはこの十一万八千ヘクタールに關係なく、私は将来の農協活動を考えまして、このようにする正はきれておらないのでありますから、法律的に

はただいますぐは無理だと思います。しかしこれ

ができますが、これはいますぐに農協が農地の

買い出動に出られるかどうかかというと、法律の改

正が済んでおらず、それがを入れて御審議を願つておるわ

けであります。そこでも、百万トン分

につきましては、もう御存じのよう

に各自治体、農業団体等鋭意いま努力してい

る最中である、こういうことであります。

○長谷部委員 そうしますと、この水田の買い上

げは農地法の改正で行なうのですか、その辺はどうなりますか。

○中野政府委員 農地転用許可基準を緩和いたしました、転用が円滑化するよう今度措置をいたしました。転用が円滑化するよう今度措置をいたしました。農地法を改正して買い上げるという趣旨ではございません。

○長谷部委員 そうすると今度の農協法の改正で、農協によつて転用農地の他用途への売り渡し等の仕事ができるようきめておるんじゃないですか。

○倉石國務大臣 佐藤総理大臣ははじめの方でありますので、ああいふとおつしやったのでありますから、こういふことについてできるだけ早く調査を完了して、政府の意思表示ができるようになりますか。その辺の見通しを承りたいと思います。

○倉石國務大臣 佐藤総理大臣ははじめの方でありますので、ああいふとおつしやったのでありますから、こういふことについてできるだけ早く調査を完了して、政府の意思表示ができるようになりますか。その辺の見通しを承りたいと思います。

そこで私が尋ねたいことは、農地保有合理化法人は、農業経営の規模拡大、農地の集団化等をはかるために、農地の買い入れあるいは売り渡しあるいは転貸ができるようになつておるようあります。しかもこの法人の業務費として、四十五年度の予算には三千二百万円の予算が措置され、この法人の事業内容あるいは事業の対象地域、もつと申し上げるならば、どの程度の農地が流動化できるのか、農地流動化のためにいかなる効果を果たそうとしているのか、これらの諸点についてます承りたいと思うであります。

いま一つは、この事業量が年間計画として明らかになってくると思うのであります。それに対する金融措置、これもあわせてひとつお示しをいただきたい、こう思うわけであります。

○中野政府委員 農地保有合理化法人そのものを農地法で規定しているのではございませんことは、先生御承知のとおりでございますが、今回農地法を改正いたしまして、農地保有合理化促進事業をやるような法人につきまして、土地の買い入れ、そしてその売り渡しあるいは借り入れ、それの貸し付けということができるのこといたしましたのは、ただいまお話をございましたように、われわれといたしましては農業經營規模の拡大あるいは農地の集団化等、農地保有合理化を促進するためには、やはりそういう公的な機関が農家の間に入りまして、規模拡大の方向に向かって流動化を進めたいという趣旨でございます。そこで、われわれ考えておりますのは、市町村がやりあるいは農協がやる。あるいはまだ、いま御指摘のありました、予算でわれわれがお願いしております県の農業開発公社等の民法上の公益法人、こういうものについてあるいは近く提案になります農業者年金基金、いろいろ土地の売買と、農業者年金の、土地の売り買いのほうは、離農協なり、どちらがそういう事業をやつたらいいかということは都道府県知事に調整をさせたいと、いろいろふうに考へておられます。

それからなお、つけ加えさせていただきますと、農業者年金の、土地の売り買いのほうは、離農者の土地を買って、それを規模拡大のほうに持っていくというふうになつておりますので、これは交通整理がついておるというふうに思いますが、どういうふうに交通整理するかはあとで申し上げることにいたしますが、いずれも構造政策の一環としての役割りをなつておるわけであります。

そこで、まずわれわれとして考えておりますのは、いま申し上げました県の農業開発公社を一県一つつくりまして、その県内の農地保有の合理化を統一的に進めることが最も望ましいというふうに考えております。しかしながら、すでに発足しております第二次構造改善事業、その村内での経営整備事業で、やはり、農地を売る者からほしい者に渡す事業をやるわけでございますが、それにつきましては、そういう村のこまかいことにつきましては、町村がやつたほうがいい、また、農協がやつたほ

うがいいという問題になつてしまります。町村の段階になりますと、市町村と農協がおののかつかにやるということになりますと、非常に問題となるわけでございます。

そこで、現在考えておりますのは、農業振興地域の整備に関する法律で農業振興地域がきまつてまいります。そうしますと、この法人はその振興地域内で事業をやるということにいたしますけれども、その場合に振興地域の中で農業振興計画と、いうのをつくりまして、その中で、農地保有合理化促進事業は市町村がやるか農協がやるかを決めることができます。たゞ、振興地域は全国一律に一度でできません。その間、過渡的には振興地域がないところがございます。その場合には、市町村なり農協なり、どちらがそういう事業をやつたらいいかということは都道府県知事に調整をさせたいと、いろいろふうに考へておられます。

それからなお、つけ加えさせていただきますと、農業者年金の、土地の売り買いのほうは、離農者の土地を買って、それを規模拡大のほうに持っていくというふうになつておりますので、これは交通整理がついておるというふうに思いますが、どういうふうに交通整理するかはあとで申し上げることにいたしますが、いずれも構造政策の一つの大きな原因になつておることは御承認いただけます。これにつきましては、系統金融その他資金を活用してもらうというのを原則にしております。ただ、それでは、そのつなぎ資金の間に相当事務費等を要します。そこで、先ほど御指摘がございましたように、来年度の予算で三千二百円——県の公社約三十公社を予定しておりますが、それに対する事務費として補助をいたしたいということを考えておるわけでございます。

○長谷部委員 そうしますと、事業の対象地域といたしましては、大まかにわかつたような感じがいりますが、大規模な農地の造成事業あるいは開発事業、こういうものは県の公社がやる、それから市町村で進めていく構造改善地区につきましては、市町村または農協がやる、こういう大まかな整理が行なわれておるようありますけれども、離農者の農地を買い上げる、農協でも買い上げる市町村でも買い上げる、こういうよなことで競合する場合が出てくるのではないか、こういうふうに私は考へるわけであります。農協やあるいは市町村の場合には、離農者の土地については買うことが

できないのかどうか、そういう規定があるのかどうか、この点ひとつ承つておきたいと思うのです。

○長谷部委員 次にお尋ねいたしたいのは、農地政策の長期の見通しについて承りたい、こういう

お問い合わせです。

〔小沢（辰）委員長代理退席、委員長着席〕

私がいつも考へておりますことは、政府の農地政策についてはどうも一貫したものがない、こういふことがあります。それが今日の米過剰をどういうふうにお考へになつておられますか。

○長谷部委員 原則的に、合理化法人は、離農者その他の經營を縮小する農家から土地を買います。それで、それを規模拡大する農家に売り渡すわけになりますから、買い入れ資金、そして、売つて代金を回収するまでのつなぎ資金が要るわけでございます。これにつきましては、系統金融その他資金を活用してもらうというのを原則にしております。ただ、それでは、そのつなぎ資金の間に相当事務費等を要します。そこで、先ほど御指摘がありましたように、来年度の予算で三千二百円——県の公社約三十公社を予定しておりますが、それに対する事務費として補助をいたしたい

〔小沢（辰）委員長代理退席、委員長着席〕

私がいつも考へておりますことは、政府の農地政策についてはどうも一貫したものがない、こういふことがあります。それが今日の米過剰をどういうふうにお考へになつておられますか。

○長谷部委員 それから、先ほど申し上げました合理的化法人の事業実施に伴う金融措置についてはどういうふうにお考へになつておられますか。

○中野政府委員 原則的に、合理化法人は、離農者その他の經營を縮小する農家から土地を買います。それで、それを規模拡大する農家に売り渡すわけになりますから、買い入れ資金、そして、売つて代金を回収するまでのつなぎ資金が要るわけでございます。これにつきましては、系統金融その他資金を活用してもらうというのを原則にしております。ただ、それでは、そのつなぎ資金の間に相当事務費等を要します。そこで、先ほど御指摘がありましたように、来年度の予算で三千二百円——県の公社約三十公社を予定しておりますが、それに対する事務費として補助をいたしたい

〔小沢（辰）委員長代理退席、委員長着席〕

私がいつも考へておりますことは、政府の農地政策についてはどうも一貫したものがない、こういふことがあります。それが今日の米過剰をどういうふうにお考へになつておられますか。

○長谷部委員 次にお尋ねいたしたいのは、農地政策の長期の見通しについて承りたい、こういうお問い合わせです。

〔小沢（辰）委員長代理退席、委員長着席〕

私がいつも考へておりますことは、政府の農地政策についてはどうも一貫の

○倉石國務大臣 昭和三十六年が農基法制定であります。三十七年に農作物の長期見通しを出しております。あの中でも、だんだんと食糧の需給は緩和される傾向であると書いておりました。しかし三十八年をピークといたしまして、とにかく、一時的な気候不順等がありましたけれども、だんだんと技術が改良され、土地改良等が成功してまいりまして、増産の傾向になつてまいりましたのは御存じのとおりであります。ところがそれと並行して昭和三十九年ごろから、一人当たりの米の消費量が逐次減退してきております。こういう傾向が今日になりましたのでありますけれども、現実に農業団体、県知事、市町村長、市町村議会議長などが集まつております。それだけの会では、いずれも今回の政府のとつておる態度はやむを得ざるものであり、これに全面的協力をするんだという方針を打ち出しておることは御承知のとおりであります。したがつて、私どもはそういうことをやりますにつけても、米をつくつております農家に思い切つてこの施策に協力してもらいましょう。したがつて、いまお話をございまして、さらに将来の明るい展望を持つていただくために、思い切つて生産調整奨励金を三万五千円出すことになりましたが、目標年次の昭和六十年には六百五十万から七百万ヘクタールとなつて、基準年次に対比して五十ないし百万ヘクタールの増加となつておりますけれども、これは御存じのように草地面積がふえているわけでございます。草地以外の農用地の面積は若干減少することに新全総で、昭和四十年の農用地面積六百万ヘクタールでありましたが、目標年次の昭和六十年に

しによりましても、四十一年の六百万ヘクタールから五十二年には五百七十五万ヘクタールに減少すると見込んでおります一方、草地面積は四十一年の十六万ヘクタールから五十二年には六十一万ヘクタールに増加すると見込んでおるわけであります。まして、私どもは、やはり選択的拡大の方向をとつて、わが国の農業をそういう方向に進めてまいりたいと思つてゐるわけであります。

○長谷部委員　ただいま大臣は食管制度を守るために米の生産調整はやらなければならぬのだ、こういふお話をござります。ある面ではわれわれも米の過剰であるという事実については否定するものではありません。したがつて、あくまでもこの生産調整は農民の自主的な判断によつて進められるものであろう、こういふぐあいに考えておられます。ただししかし、私はここで申し上げたいことは、今日米が余つたその政治責任を明らかにする必要があらうと思うのでございます。これは農民が悪いから米が余つたんぢやない、農民の責任ではないと私は思うのです。ただいま指摘もいたしましたように、無計画な農地造成対策、これはもつと早い機会に農地の長期見通しを立てて対処しておつたならば、今日のような米過剰を招かなくなとも済んだのではないかという考え方も出ます。いま一つは、もつと早い機会に米以外の安定作物を、農林省の責任で、政府の責任で農民に保障しておつたならば、農民諸君は自主的に米から他の作物への転換を行なつておつたろうと思うのであります。しかし何ら農産物の価格保障対策といふものがなかつた。さらにいま一つは、無計画な外国食糧の輸入といふものが今日の米過剰をつくり出したのではないいか、こういふぐあいに私は考へるのであります。

こうやつて考へてみますと、今日の米過剰を招いた最大の原因は自民党政府にあるといわざるを得ないのであります。その責任をば少しも反省しないで、ことごとく「方的に、農民のみ、食管を守るから協力をせい、食管を守るために生産調整など協力をしなさい」という押しつけのやり方は、農民

諸君としては納得できないのではないか、もとと
今日の米過剩は政府の前向きの施策によってこれ
を解決するのでなければならぬのではないか、
こういうふうに私は考える。生産調整はあくま
でもこれは自主調整でありますから、法的根柢も
なければ、押しつけることはできないと思うで
す。ですからこの辺の大臣の見解を承りたい。
しかも今日通年施行を奨励しておる。通年施行
をやるために、国の補助金では足りないで、県が
上積みをしておる、市町村も上積みをしておる、
それでも足りなくて、農民諸君から一俵六十斗と
いうぐあいに賦課金を取つて、そうして今日の通
年施行をやつておると、いう事実もあるのであります。
そういうふうに考えておるのにつきまして、この際大臣
のについて、「本政府はどういうふうに考へてお
るのか」。これらの二点につきまして、この際大
臣からはつきりしたお考へを承りたい、こう思つ
のであります。

か。こういうようなところで地方の徳育室に応じてそれに応じてやつてることであります。いまの農林政策というのは全く地方の盛り上がりの上にお世話をいたしておる、こういうふうに考えておるわけであります。

○長谷部委員 私は全く逆の考え方ですよ。大臣の話は全く讒弁ですよ。これはわれわれの見方からいへば、政府の生産調整協議会、県の生産調整協議会、市町村の生産調整協議会、ことごとく自主調整に賛成の者ばかり集めまして今日までそのムードをつくってきた、これが私は眞實だと思うのです。実際これを受ける農民は、政府の力によつて賛成のムードがつくり出されてゐるがゆえに、実際の耕作農民は反対だけれども、まあここで自分一人ばかり反対したってしようがないといふことで、やむにやまれずこれを受け入れてゐる、これが私は眞実の姿だと思うのです。しかも大臣は、強制じゃない、こう言つてますね。あくまでも自主調整だ、こう言つています。しかし現実あなたは参議院の本会議で、現行の食管法のものでも米の買い上げ制限ができるんだぞ。この発言の意味するものは何ですか。この発言の意味するものは、もしかしたら方が生産調整に協力しなかつたならば、今度は買い上げ制限をしますよという一つの脅迫でありますか。私は脅迫だと思うのです。この事実からいたしましても、今日の生産調整は、口では自主調整といながら、事実上はおどかしをかけて強制をしておるということを私はいわざるを得ないとと思うのであります。これに對して大臣の見解を承りたい。

し、そういうことについて何も検討しておりません。そのことを何べんでも言つておるのであります。それでこの間も農業団体の会長と私が同じ新聞で談話を交換いたしました。あれなどにも明白に私の所信を述べておつて、日本じゅうの農家へばらまかれておりますので、脅迫どころの話ではない、みんなに徹底していると私は思っているのあります。

○長谷部委員 ただいまの答弁については私はこれにて不満であります。しかし時間が来たそうですね。三時半から質問を継続させていただくことにいたしまして、一応これで保留したいと思います。

○草野委員長 午後三時に再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後三時十五分開議

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の会議に引き続き質疑を続行いたします。

長谷部七郎君、午前中の質疑を続行したいと思ひます。まだ農林大臣が見えておらぬようありますので、農地局長を中心に若干お尋ねをいたしたいと思います。

午前中の会議に引き続き質疑を続行いたします。

○長谷部委員 午前中の質疑を続行したいと思ひます。まだ農林大臣が見えておらぬようありますので、農地局長を中心にお尋ねをいたしたいと思います。

午前中の会議に引き続き質疑を続行いたします。

○中野政府委員 ただいまお話をございましたように、水田の転用につきましての許可基準を暫定的に緩和したわけではあります。この件につきましては、午前中の委員会でも大臣から御答弁がございましたように、現在の第一種農地であります中で、集団的に存在するいわば優良な農地、それから土地改良事業を実施中の農地、あるいは実施が済みました後五年以内の水田、もちろんこれは五年たちましたあと、最初に申し上げた午前中の質疑でもいろいろだしたところでございますが、まだ要領を得ませんので、あらためますので、農地局長を中心にお尋ねをいたしたいと思います。

午前中の質疑でもいろいろだしたところでございますが、まだ要領を得ませんので、あらためますので、農地局長を中心にお尋ねをいたしたいと思います。

○中野政府委員 第一回の答弁についてお尋ねをいたしましたが、いろいろ方針を述べておられたので、それによれば、いわゆる水田の転用許可基準に關する通達が出されておるわけではありませんが、とにかく今日の十一万八千ヘクタールに及ぶ水田を買い上げるという方針は、予算編成の最終段階において、いかにして農業団体の反対に四万円という補償金を確保

することは今後の農地の流動化をはじめ、經營規模の拡大に大きな支障になつてくるのではないか。しかも農地法がうたつておりますように、農地を保護するというこの法のたてまといのものが骨抜きになつていいのではないかという心配があるわけであります。この点に関しまして、農地行政をあざかる農地局長といたしましてどういうふうにお考へになっておるか、御見解を承りたいと思うわけであります。

○中野政府委員 ただいまお話をございましたように、水田の転用につきましての許可基準を暫定的に緩和したわけではあります。この件につきましては、午前中の委員会でも大臣から御答弁がございましたように、現在の第一種農地であります中で、集団的に存在するいわば優良な農地、それから土地改良事業を実施中の農地、あるいは実施が済みました後五年以内の水田、もちろんこれは五年たちましたあと、最初に申し上げた午前中の質疑でもいろいろだしたところでございますが、まだ要領を得ませんので、あらためますので、農地局長を中心にお尋ねをいたしたいと思います。

○中野政府委員 ただいま転用基準の緩和に関連しまして、不動産業者が暗躍するんではないかといふお話をございますが、その点に関しましては、改正いたしました許可基準の緩和によりまして、もちろんそういう不動産業者の暗躍を認めても、もちろんそういう不動産業者の暗躍を認めるという方向で緩和したのではございません。本来、農地転用は、農地の実需者に対しまして転用を認めるということをございますから、不動産業者が宅地造成をいたしまして建物を建てるといつた場合は、もちろん許可になる場合があるわけですがござります。単にプローカーがやるということにつきましては、一切そういう転用許可は認めないとお聞きいたしましたところは、いかに市街地周辺であります。それは、四十五年の二月十九日に農林事務次官名をもちまして、いわゆる水田の転用許可基準に關する通達が出ておるわけではありませんが、最近の内容を見ておりますと、いろいろ政府の方針を受けて農林省事務当局が相当苦心をしたあとは見えます。今日は、その上に建物を建てなくとも、宅地造成あるいは土地改良事業あるいは開拓事業等、公共投資をやりましたところは、いかに市街地周辺であります。非常にきびしいといいましょうか、そういう問題から、今回、守るところは守る、それを非常にはつきりさせて、それ以外のところの転用を緩和いたしました。

○中野政府委員 御質問の第一回の事業主体の範囲でございますが、いま先生お話しになりました

するかという窮屈の一策として水田を買い上げる、こういいう方針が生まれた、こうことでございまして、これにて公的機関が、土地を取得しまして宅地に造成する。しかし、その上に建てます建物はもう少しあとでもいいという意味での先行的な取得権を存するわけであります。

そこで私お尋ねしたいことは、この転用基準の緩和によりまして、いわゆる第一種農地といわれれる優良農地が相当狭められるのではないか。このことは今後の農地の流動化をはじめ、經營規模の拡大に大きな支障になつてくるのではないか。しかも農地法がうたつておりますように、農地を保護するというこの法のたてまといのものが骨抜きになつていいのではないかといふふうには考へておるんではないかと思われます。

○長谷部委員 第一回の農地の取り扱いについての考え方をわかりましたが、農用地の水田の転用にあたりまして、公共用地として取得される部分といふものは非常に少ないのではないかと思うのです。現在の道路にいたしましても、鉄道にいたしましても、あるいは学校その他公共施設にいたしましても、地方自治体における土地取得資金の財源から見ましてそろ大きなものは期待できない。そうなりますと、勢い民間需要によってこれを消化していかなければならぬ、こういうことになります。この場合、懸念されますことわざであります。この場合、懸念されますことは、いわゆる不動産業者、土地ブローカーが暗躍をいたしまして、農地を先行取得いたしていく、こういった事態が予想されるわけであります。

○中野政府委員 ただいまお話をございましたように、水田の転用につきましての許可基準を暫定的に緩和したわけではあります。この件につきましては、午前中の委員会でも大臣から御答弁がございましたように、現在の第一種農地であります中で、集団的に存在するいわば優良な農地、それから土地改良事業を実施中の農地、あるいは実施が済みました後五年以内の水田、もちろんこれは五年たちましたあと、最初に申し上げた午前中の質疑でもいろいろだしたところでございますが、まだ要領を得ませんので、あらためますので、農地局長を中心にお尋ねをいたしたいと思います。

○中野政府委員 ただいま転用基準の緩和に関連しまして、不動産業者が暗躍するんではないかといふお話をございますが、その点に関しましては、改正いたしました許可基準の緩和によりまして、もちろんそういう不動産業者の暗躍を認めても、もちろんそういう不動産業者の暗躍を認めるという方向で緩和したのではございません。本来、農地転用は、農地の実需者に対しまして転用を認めるということをございますから、不動産業者が宅地造成をいたしまして建物を建てるといつた場合は、もちろん許可になる場合があるわけですがござります。単にプローカーがやるということにつきましては、一切そういう転用許可は認めないとお聞きいたしましたところは、いかに市街地周辺であります。それは、非常にきびしいといいましょうか、そういう問題から、今回、守るところは守る、それを非常にはつきりさせて、それ以外のところの転用を緩和いたしました。

○中野政府委員 御質問の第一回の事業主体の範囲でございますが、いま先生お話しになりました

したのは、農協法の改正ができますれば、農協もこの中に入ってきて、農地転用の許可を受けて宅地造成がやれるということになるわけでござります。

一番目は、県にあります開発公社等の公益法人が、工場立地調査法、これは通産省所管の法律でございますが、それによりまして工場適地団地を農林省と相談いたしまして、ここは工場適地だから工場を建ててよろしいというところがござります。全国で約五万ヘクタールほどそういう調査をしたところがござりますが、そういう農林省と話のついたところの区域内で工場用地を造成する場合、これが二番目でございます。

三番目は、土地区画整理事業として住宅用地を造成する場合。この場合は、民間の方でありますても、どなたでも、土地区画整理事業法という法律に基づいて、建設大臣なり知事の認可を受けて事業をやるわけでございますから、これはよろしいと四番目は、市街化調整区域におきまして、都市計画法で例外的に開発許可を受けられる場合がございますが、開発許可を例外的に受けた宅地造成事業を行なう場合。この場合は農地転用の、先ほど申し上げました宅地分譲を認めるということです、転用許可をするということにしていただけでございます。

それから二番目の、住宅公団等が不動産業者を使つておるということでございますが、これは、われわれ承知しております範囲内では、不動産業者に買収の事務を委託しておるわけでございます。したがいまして、権利取得は住宅公団なり向なりがしておるというふうにわれわれ承知しております。

○長谷部委員 実情は、これは局長よく承知しておりませんけれども、私ども今までおらぬかもしませんけれども、あるいは公共団体が、県の住宅供給公社なり、あるいは公益法人が投資をしてつくております公益法人の場合、農地の所有者から直接農地を買い求めるようにと

いうことを強く要望いたしましたけれども、今日の各県の住宅供給公社の人的構成、能力等からいきますが、それによりまして工場適地団地を農地の転用は禁じられておるわけであります。したがつたしまして、直接一筆ごとにそれを調査する能力を持つておりません。したがいまして、大かた不動産業者の手を通じて購入をしておるというケースが非常に多いと思うのであります。したがつて、そこにいろいろ、住宅供給公社といわれる不動産業者とのくされ縁というものが出てまいりましたとして、不祥事件を生んでおる、こういった例がかなり私は出でておると思うのであります。したがいまして、できる限り私はいわゆる直接の所有者がから地方機関が買入し求める、こういうぐあいに指導をしていただきたい、いかなければならぬのじゃないか、こういうぐあいに思つておりますが、この点、先ほどの答弁は必ずしも実情を踏まえておりますので、法的精神からいつてもそこまで範囲が飛びていくことがなれば、これにこしたことはありませんけれども、その辺の行政指導の考え方はどういうぐあいにお考えになっておるのか御答弁をいただきたいと思います。

○中野政府委員 わ話ののように、私も実感として不動産業者を使っておるということは承知しております。この点につきましては、いまお話しのように、直接住宅を建てる住宅供給公社等が直接買収する方が望ましい、よろしいということ所ともよく御相談いたしました、そういう方向に向けるように、むしろそういうほうの役所から御注意を願わなければならぬない筋合のものではないかといふふうに考えております。そのためにも申し上げたいと思つております。

○長谷部委員 次にお尋ねをいたします。

今度の農地法改正案の中での生産法人の場合の条件が緩和をされる、こういうことになつておるようになります。御承知のとおり、今日では土地を大体いまの推定では二十九万ヘクタール、そのうちで水田が十八万ヘクタールになるだらうといわれております。したがいまして、十一万八千ヘクタールはその内訳になるわけでございますが、いま御指摘のよう、全部がここに集中するとはわれわれも考えません。そこで、市街化調整区域なり農業振興地域にも入り込む場合があり得るかと思ひます。その場合に、市街化調整区域でも農地転用許可基準が緩和になつたからどこでもいいと申しますように、市街化調整区域につきましては、甲種農地のほうは一般の基準に従つて許可をするということにしております。今度緩和いたしましても、甲種農地はいわば集団的な優良農地でございます。これは原則として許可しない。それから乙種農地のほうは、甲種農地と乙種農地に分けてをするということにしております。今度緩和いたしましても、甲種農地に該当するところは、国道、県道に隣接しておる両側百メートルの範囲内での沿道サービス事業に限つております。したが

いまして、農地転用の面から市街化調整地域の優良な集団農地が転用されるということはないと思ひます。なお、つけ加えますと、都市計画法での開発許可制度といふものがこれにかぶつております。したがいまして、無秩序にこれによつて開発が調整地域に及ぶというふうには考えておりません。それから農業振興地域につきましては、これは午前中に及ぶというふうには考えておりません。それから農業振興地域につきましては、これは午前中に開発許可制度といふものがこれにかぶつております。したがつて、こういう場合も法のたてまえからいつても私は転用許可是できないものと思うのであります。市街化調整区域は五年間はできない。それから農業振興地域につきましては、原則としては農用地の転換はやらない、こういうことになつておられますので、法の精神からいつてもそこまで範囲が飛びいくことがなれば、これにこしたことはありませんけれども、その辺の行政指導の考え方はどういうぐあいにお考えになっておるのか御答弁申し上げましたが、調整地域に振興地域がダブつて指定される場合があります。それから都計画法の区域以外に当然振興地域ができるわけではありませんが、この面からも御答弁申し上げましたが、調整地域に振興地域が御承知のとおり、今日では土地を規制をしておるわけであります。その両方につきまして、これは午前中に申上げましたけれども、農用地区分をいたしまして、農用地として指定になる地域につきましては、他目的への転用は原則として認めないとされています。現に市街化区域の中の農地面積は、大体いまの推定では二十九万ヘクタール、そのうちで水田が十八万ヘクタールになるだらうといわれております。したがいまして、十一万八千ヘクタールはその内訳になるわけでございますが、いま御指摘のよう、全部がここに集中するとはわれわれも考えません。そこで、市街化調整区域なり農業振興地域にも入り込む場合があり得るかと思ひます。その場合に、市街化調整区域でも農地転用許可基準が緩和になつたからどこでもいいと申しますように、市街化調整区域につきましては、甲種農地のほうは一般の基準に従つて許可をするということにしております。今度緩和いたしましても、甲種農地はいわば集団的な優良農地でございます。これは原則として許可しない。それから乙種農地のほうは、甲種農地と乙種農地に分けてするということにしております。今度緩和いたしましても、甲種農地に該当するところは、国道、県道に隣接しておる両側百メートルの範囲内での沿道サービス事業に限つております。したがいまして、農業生産法人の要件を今回緩和をいたしましたわけでございま

うに承ったたけでございますが、農業委員会制度が発足しましてからでももう相当たっておりまし、農業委員会自体の活動ぶり——一部の農業委員会にあるいは御批判を受けるようなものがあるかと思いますけれども、大部分の農業委員会は農地行政の末端組織として、しかもこれは選挙制度を中心にしてできました委員会でございますので、複雑な農地行政をやらせるためにはやはり農業委員会が最もいいというふうにわれわれ判断いたしておるわけでございますので、今後ともいま申されましたようなことができるだけないよう申されまいといつたところです。今後とも進めさせていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○長谷部委員 次に、下限を引き上げた問題でございますが、従来は三反歩以上を規定しておったわけあります。が、今度の改正案を見ますと、取得後五十アール以上あればよろしい、こういうふうに下限を引き上げる案になっているわけでございます。こうなりますと、一つには五反未満の農民といふものは農政の対象にならなくなるのではないか。農政の対象から除外される。金融の面でもあるいは補助の面でもいろいろな面で農政上の恩恵を受けることができない、こういうことは、われわれの方におきましても三割以上を占めておる。これは考え方としては明らかに小農を切り捨てる思想から成り立つておるのじやないか、こういうふうに思われます。しかもいま一度考えられることは、取得後五十アールでありますから、現在何にも持つておらなくとも、今回初めて五十アール以上買えば農家になるのであります。ですから、お金のあるものは、相手にもよりますけれども、多額の資本をつぎ込んで五十アール、七十アールといふぐらいに土地を取得すれば農家としてみなされるわけありますから、いわゆる資本力の強いものが農業に進出していく道が開けてくるのではないか、こういふぐらいに

考るのであります。これに対する御見解を承りたい。

○中野政府委員

下限面積の制限を引き上げましたことについての御質問、二点あつたと思います。

その一つは、今度引き上げることによって五反未満の農家を農政の対象外にしたのではないかと申されたよ。

第三十アールから取得後五十アールに引き上げましたのは、かつて三十アールと決めました際は、三十アール程度までの農家は大部分は第二種兼業農家で、農業よりもむしろ他産業にウエートを置いてお尋ねでござりますが、われわれが今度取得前三十アールから取得後五十アールと定めました際は、三十アール程度までの農家は大部分は第二種兼業農家で、農業よりもむしろ他産業にウエートを置いてお尋ねでございます。

その二つは、三反歩以上は農家としないことについての御質問、二点あつたと思ひます。

それは、かかりやつていてこうとういう場合に、三反歩ではなかなか農業だけではやっていけないと反ではあります。一方では三反歩ではないといつておられます。

その場合は許可をする。しかし一反の人かもう

一反買収集めるということは、日本の限られた農地をなるべく効率的に使うためにはやはり遠慮せらるべきことです。

そのためにはやはり遠慮せらるべきことです。

そこで三反歩ではなくて三反歩以下になると三反歩ではなかなか農業だけではやっていけないと反ではあります。

その場合にはやさり取得後五反——いま三反歩つてありますれば、あと三反歩は取得していただいて

十アール未満の農家の八割以上はもう第二種兼業農家になつております。

その場合には許可をする。しかし一反の人かもう

一反買収集めるということは、日本の限られた農地をなるべく効率的に使うためにはやはり遠慮せらるべきことです。

そのためにはやはり遠慮せらるべきことです。

そこで三反歩ではなくて三反歩以下になると三反歩ではなかなか農業だけではやっていけないと反ではあります。

その場合にはやさり取得後五反——いま三反歩つてありますれば、あと三反歩は取得していただいて

く農業をやりたいという場合に、五十アール以上であれば許可するわけでございます。

よろしく、土地を取得したから農家とみなされるということではありませんで、新しく農業をやりたい場合には、やはりその人は多少の資金力も要ります。

ましょし、それから農機具の設備あるいはその人の能力を見ました上で、その人が農業をやれそ

うであれば許可をするということでございます。

○長谷部委員 そうしますと、もっと具体的にお尋ねしますが、いままでは三反歩以上は農家とし

てみなされておりましたのでいろいろな金融面

もあるは農地取得資金でも、こういふものが一

度みなされておりましたのでいろいろな金融面

あるは農業近代化資金でもあるいは自創資金で

あります。たとえば農業近代化資金でも、こういふものが一

度みなされておりましたのでいろいろな金融面

あるは農地取得資金でも、こういふものが一

度みなされておりましたのでいろいろな金融面

あるは農業近代化資金でもあるいは自創資金で

あります。たとえば農業近代化資金でも、こういふものが一

度みなされておりましたのでいろいろな金融面

あるは農業近代化資金でもあるいは自創資金で

く貸さないようになります。上層農家にのみ貸さうと

いふいわゆる行政指導は行なわれましたけれど

どちらやつていても、法的にはそういう根拠がないのですから

零細であればあるほど資金がほしい、こういふこ

とでわれわれは融資を願つてまいつた経緯もござ

います。しかし今度五反歩以下になりますと、五

反未満のものについてははつきりもう農家として

認めない、こういふことになると今度は借り受け

ることができます。しかし今度五反歩以下になりますと、そういう懸念が

してならないわけですよ。差別をしないといふこ

とを一応言つておりますけれども、これはやはり

確かに御答弁をきちんとな願いをいたしたい、こう

思うのです。

○中野政府委員 先ほども申上げましたよ

うに、五反以下は農家とは認めないとこのことを

農地法で今回きめているわけではありません。

それに関連いたしまして、私先ほど自作農維持資

金のことを申し上げましたが、農地取得資金につ

ておきます。従来からこの資金の効率性というこ

とがございまして、取得後その村の平均經營面積

によるということになります。そこで、農業に精進する見込みがあれ

ば規模には制限をつけるというような制度にはい

たしておりません。

○中野政府委員 五反反ということにとだわるわけ

ではありませんけれども、今度の農業者年金基金

を見ましても五十アール以下はこれは別扱いに

なつておるんですね。今後農協法の改正などでどうな

るか私はわかりませんが、農協の組合員としての資格それから農業委員会の選挙権の問題もござ

ります。ですからこの五反といふ線の引き方と

いうものが今後の農政推進上一つの基準になつておるんぢやないということを言つておりますけれ

ども、この農地制度における線の引き方といふ

ものが、私は今後重大な問題になつてくるし、あらゆる分野に關係してまいりますので、五反という基準を求めた根拠をひとつ伺いたいんです。

○中野政府委員 その点について先ほど申し上げましたけれども、この農地法をつくりました昭和二十七年のころは第二種兼業農家の大部分は三反以下でございました。しかしその後の状況の変化からいたしまして、技術の進歩等もあり、それから外部経済の発展という事から、もはや現在の日本の農家構成の中で五反未満の農家は農業をやっておるよりもむしろ農業は片手間でございまして、農業外の仕事、通勤して工場に働くとかあるのは官公庁に勤めるとか、そういう形態に大部分なつておるわけでございます。したがいまして、今後の農政を考えた場合に、限られた農地をいわば片手間に取得をするというところに重点を置くよりも、やはり農業としてやっていく農家の方向になるべく土地が動くようになってことになりますと、最低五反以上の經營のほうが望ましいという観点から今回取得後五反ということに引き上げたわけでございます。

○長谷部委員 これはわれわれの地方にも山村がたくさんあるわけでございます。山村がたくさん

あります。

それからなお耕種農業について五反でございまして、その經營規模というものはきわめますので、花卉栽培とかあるいは集約的な經營をやった場合には五反の面積が要らないで農業經營がやられる場合がございます。その場合には政令によりまして、集約經營をやる場合には五反以下でも取得ができるということもあわせてやりたましても——その人が取得をする場合に、五反を五反歩に下限を引き上げるということになると、山村の大部分の農家といふものは農業をやっていけるくなるのです。真綿で首を締められるように農村から追い出されるのではないか、こういうことで引きあわめて心配をしておるわけであります。ですから、全国画一的にこの五反歩を法律にうたうことは私はいささか問題があるのではないか。あなたは第二種兼業だって農業はもはや從業者に働く兼業收入のほうが主であるからこういふあいにした、こう言っておりますけれども、これは日本全国平場地帯あるいは山村地帯あるいはその他の地域と分析をしてみました場合に、画一的に線を引くということは少しく問題があるのではないか、こういふあいに私は考えま

す。したがつて、こういふものこそ私はその地域の実情というものを考えて政令やあるいは何かで線を引くなら引く、こういう形で措置すべきが適切ではないか、本法の中に五十アール以上などとうたうということは、私はいささか実態を無視した改正案ではないか、こういふあいに考へるのではありませんが、この点について承りたい。

○中野政府委員 先ほどから原則論ばかり申し上げておりますが、この点について承りたい。法にもございますが、「(都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域の一部についてこれら面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積)」によるといふことにしております。したがいまして、御指摘のような山村あるいは漁村というごとでもと五反の範囲内でござりますから、そこは二反がいいなら二反ということは別に認められる制度になつております。この点は改正をしておりませんので、そのとおりの運用をいたしたいというふうに思います。

それからなお耕種農業について五反でございまして、その經營規模といふものはきわめますので、花卉栽培とかあるいは集約的な經營をやつた場合には五反の面積が要らないで農業經營がやられる場合がございます。その場合には政令によりまして、集約經營をやる場合には五反以下でも取得ができるということもあわせてやりたまつておられます。この点は改正をしておりませんが、この点は改正をしておりませんので、そのとおりの運用をいたしたいといふふうに思います。

○中野政府委員 ただいまの問題は、先ほどから五反の範囲内でござりますから、そこは二反がいいなら二反ということは別に認められる制度になつております。この点は改正をしておりませんので、そのとおりの運用をいたしたいといふふうに思います。

○長谷部委員 各県の知事の申請に基づいて措置をすることができるという道があるということを承りましたので、それはそれとして了解いたしましたが、その後の經營は続けていけるものでござります。

○長谷部委員 それでは、これは農地局長に聞くのも少しどうかと思うのですが、農地法上では五反歩に線を引いた、こういうことについてはわかりました。

そこで、これはほかの局にも関連がありますが、制度金融の場合あるいは各種の補助の場合、それから農協組合員は一体どうなるのか、農業委員会の選挙権は一体どうなるのか、こういうことを總

的につ今後——五反未満の第二種兼業農家、この半数に近いものが今後農地法の下限引き上げで、あなたの方は差別扱いはしないとは言つておりますけれども、事業上融資の面でも補助の面でもいろいろな取り扱いにおいて手が抜かれることが出てくるのではないかと思うのであります。そういうものがやがて農地法の対象にもならない、農協の組合員にもなれない、農業者年金にも入れない、農業委員会の選挙権もなくなる、こういうようなことになつてしまりますならば、言うとが出てきます。したがつて私は、そういうことのないように、ひとつ十分この第二種兼業農家の全農家の半数近く農家の生活の安定のために考えるべきである、こういふあいに思つてあります。差別はしない、こう言つておりますけれども、はどういう扱いを考えておられるのか、ひどい具體的に教えていただきたい。

○中野政府委員 ただいまの問題は、先ほどから五反の範囲内でござりますから、そこは二反がいいなら二反ということは別に認められる制度になつております。この点は改正をしておりませんので、そのとおりの運用をいたしたいといふふうに思います。

それからなお耕種農業について五反でございまして、それは今後御審議をいただくわけでございますが、都道府県におきましては、選挙の資格といふことには、一反以上、こういうことになつておられます。私どもは、やはりこれは、それぞれの制度なつておられます。この点は改正をしておりませんので、そのとおりの運用をいたしたいといふふうに思います。

それから、これは今後御審議をいただくわけでございますが、都道府県におきましては、選挙の資格といふことには、一反以上、こういうことになつておられます。私どもは、やはりこれは、それぞれの制度なつておられます。この点は改正をしておりませんので、そのとおりの運用をいたしたいといふふうに思います。

○長谷部委員 それでは具体的にもう一点だけお尋ねします。

いままで三反歩程度の第二種兼業農家に対しましては、われわれもいろいろ強く要請はしてまいりましたが、一律に何がいい、こういふことは、ちょっとと言えないのではないかからうかと思ひます。

○長谷部委員 それでは具体的にもう一点だけお尋ねします。

いままで三反歩程度の第二種兼業農家に対しましては、われわれもいろいろ強く要請はしてまいりましたが、一律に何がいい、こういふことは、ちょっとと言えないのではないかからうかと思ひます。

○長谷部委員 それでは農地局長に聞くのも少しどうかと思うのですが、農地法上では五反歩に線を引いた、こういうことについてはわかりました。

そこで、これはほかの局にも関連がありますが、制度金融の場合あるいは各種の補助の場合、それから農協組合員は一体どうなるのか、農業委員会の選挙権は一体どうなるのか、こういうことを總

○中野政府委員 その点につきましては、最初にお答えいたしましたように、自作農維持資金は、資金の性格が、病気になつた場合、あるいは灾害を受けた場合の資金でございますので、その後農家が農業にウエートを置いている限り、したがいまして第二種兼業農家でない限りは、五反でありましようとして、三反でありまして、資金は融通するということにいたしております。今後ともその方針は変えないつもりでございます。

ただ農地の取得資金になりますと、これは将来の経営規模拡大に向かっての農地の取得でござりますので、これも先ほど申し上げましたように、取得後その村の平均規模に原則としてなるような人に重点を置いて貸すという方向で從来から進めているわけでございます。

○長谷部委員 そうしますと、この二百五十四万のいわゆる第二種兼業農家は、取得資金は借り受けることができない、こういうことになりますね、いまのお話では。

○中野政府委員 取得資金というお尋ねでありますれば、これは農業をやつていてこうとする専業的な農家に、規模拡大のために貸す金でございますので、農業にウエートを置かないで、むしろ工場につとめている、その他は特にウエートを置いている農家の一反、二反の土地の取得にまで長期低利の金を貸すのには、資金の限界がございまして無理であるということから、從来とも、取得後その村の平均経営面積になるような農家に貸すといふことにいたしております。

○草野委員長 長谷部君に申し上げますが、大臣が見えましたので、大臣にお願いします。

○長谷部委員 それでは大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど午前中の質問で、政府が十六日に十一万八千町歩の転用の具体的な内容について内定をしましたが、私は、あらためて三月十七日付

の日本経済新聞を確認してまいりました。ここには、はつきり政府が十六日に内定をした、こういふうございに報道しております。しかも十九日の衆議院予算委員会の総括質問の答弁で明らかにする所、内定でありますから、当然閣僚の一人として農林大臣がこれに閑知しておらないということはあり得ないと思うのであります。ひとつこの際大臣の御見解を承りたいと思います。

○倉石國務大臣 休憩中に調べさせてみました。三月十七日付日本経済新聞の朝刊の水田転用に関する記事でございます。これは政府の発表によるものではありませんで、この記事にもありますように、政府は何々、何々することを内定した、こ^{ういう取材記事でございまして、その取材の経路}うの間にもどん追められるのではないかと思つておりますが、なるべく早くやって実効をあげるようにほかの省でも努力をしてもらいたい、こう思つておるわけであります。

○長谷部委員 新聞はあくまでも推測の記事であります。大臣には相談がない、したがつて閑知せることである、こうしたことでござりまするから、これは憶測記事であるということですね。このようには承知いたしておりません。

○長谷部委員 實際米の減産、生産調整はいろいろ内閣全体で取り組んでいることはそのとおりであります。しかし農林大臣が当面は、それが公共用地の取得であるとか、民間の工場を誘致するのであるとかいうような話についても、その間にもどん追められるのではないかと思つておりますが、なるべく早くやって実効をあげるようにほかの省でも努力をしてもらいたい、こう思つておるわけであります。

○長谷部委員 實際米の減産、生産調整はいろいろ内閣全体で取り組んでいることはそのとおりであります。しかし農林大臣が当面は、それが公共用地の取得であるとか、民間の工場を誘致するのであるとかいうような話についても、その間にもどん追められるのではないかと思つておりますが、なるべく早くやって実効をあげるようにほかの省でも努力をしてもらいたい、こう思つておるわけであります。

○長谷部委員 實際米の減産、生産調整はいろいろ内閣全体で取り組んでいることはそのとおりであります。しかし農林大臣が当面は、それが公共用地の取得であるとか、民間の工場を誘致するのであるとかいうような話についても、その間にもどん追められるのではないかと思つておりますが、なるべく早くやって実効をあげるようにほかの省でも努力をしてもらいたい、こう思つておるわけであります。

○長谷部委員 實際米の減産、生産調整はいろいろ内閣全体で取り組んでいることはそのとおりであります。しかし農林大臣が当面は、それが公共用地の取得であるとか、民間の工場を誘致するのであるとかいうような話についても、その間にもどん追められるのではないかと思つておりますが、なるべく早くやって実効をあげるようにほかの省でも努力をしてもらいたい、こう思つておるわけであります。

○長谷部委員 この際、農地局長にちょっとお尋ねしますが、この十一万八千町歩というものは、いままでの農地の転用あるいは壊滅の実績からして、なるべく実効が早くあがるように期待いたしておるわけであります。

○長谷部委員 この際、農地局長にちょっとお尋ねしますが、この十一万八千町歩というものは、いままでの農地の転用あるいは壊滅の実績からして、なるべく実効が早くあがるように期待いたしておるわけであります。

りにも生産調整のための転用計画はござんではないか、生産調整のためですから、いまの段階で休耕、転作と同様、所有者である農民にもうそろそろ内示して具体的な相談をしないと作付に間にあわないのでないか、こういうぐあいに考えます

○中野政府委員 水田の壊滅面積につきまして農林省の統計調査部で調査をいたしました四十三年の八月から四十四年の七月までにかけての一年間の水田転用の面積は、合計いたしまして二万八千六百ヘクタールでございます。

○長谷部委員 ただいま承りますと、水田の転用面積は二万八千六百ヘクタール、これに対しても、いままでの実績から見まするならば、もちろんことしの十一万八千ヘクタールの転用は思つておりませんが、なるべく早くやって実効をあげることになりますので、去年との比較にはならないかもしませんけれども、それにいたしましても、いままでの実績から見まするならば、この思いつきによる十一万八千ヘクタールの買い上げ計画というものは実現しそうにもないと私は思つております。したがつて、五十万トンの生産調整も大きく下がれてくるのではないか、こういうぐあいに予想されるわけであります。この際大臣は、だいじょうぶ五十万トンの生産調整の効果を思つておられるのかどうか、ひとつ承つておきたいのであります。

○倉石國務大臣 十一万八千ヘクタールというの点いまの答弁を聞いておりますると、どうも主管大臣としてこの問題についてあまり誠意が見受けられないような感じがしてならないわけであります。しかし、この点いかがなものであります。それが、この点いかがなものであります。それは、だいじょうぶ五十万トンの生産調整の効果を思つておられるのかどうか、ひとつ承つておきたいのであります。

○倉石國務大臣 私の立場で一番希望していることはお説のとおりであります。が、各省大臣がせっかく御自分の受け持つ範囲で努力をしていくだけありますから、それを御信頼申し上げるわけでありますから、私は必ずいけるものだと各省の努力を期待いたしておるわけであります。

○長谷部委員 大臣は、各省大臣がそれせつかり努力をしておるのであるからそれに期待をしておる。その気持ちよくわかります。わかりますけれども、実際問題として、日本全体の立場からこれだけのばく大な面積について社会的需要があるかどうか、私はきわめて疑問にたえないものがあるのです。いわんやこの膨大な土地を单年度で買上げるということになりますると、

これまたばく大な資金を伴つてしまひります。そういう資金的な見通しなども考えますと、この思いつきの自民党の五十万トンの減産政策というものは、もうやる前から失敗をするのではないかという懸念が出てまいります。

そこで私がお尋ねをいたしたいのは、もしこういった大量の水田の転用が結果的にできなかつた、努力をしたけれどもできなかつた、農林大臣の力を得ることができなかつた、そういうことで米の買い上げ制限へと発展していくのではないかといふ心配を持つものであります。ここのこととは非常に肝心なところであります。このところはからばつきりとしたお考えをこの際承つておきたいのであります。

○**鶴岡国務大臣** 御承知のように、いまここで農地局長が申し上げました年間大体二万五、六千ヘクタールと水田の転用の御報告を申し上げましたが、もう少し大きい面積が畑の面積でございます。大体六万ヘクタールくらいになるのではないかと思うのであります、とにかく農地転用がきびしいので工場誘致などをしたくともそれができなくて困るという苦情がたくさん全国から私どものところへ来ております。私どもは農業という立場で今までこれを緩和することをいたしませんでしたが、農業の目的を阻害せざることに意を用いつつ農転を緩和いたしました。それからまた、長谷部さんのおくにのほうはどうでありますか、いま都市計画法が施行されるにつきまして、私は、農業者の立場からいえば市街化区域に編入することとなるべく少なくしてくれという御要望があるだろうと思つております。なるべくおれの土地も市街化区域に編入してもらいたい、全く私どもいろいろ考へさせられるような希望が全国の農村から出てきている。しかもまだ線引きが行なわれておりませんけれども、概して市街化区域に編入されるであろうと予定されておる地域のうち水田が十八万ヘクタール、いま各地の情報をそれぞれ出先からとてみますと、かなり他用途への転用はい

いろいろな意味で進展しております。そこへもつてきて政府も非常な決意で今回の減産に乗り出したわけでありますので、私は必ずこれはいけるものだと思っておるわけであります、いまできなかつたらどうするという、えらい先のことをお尋ねになりましたが、百万トンについては先ほど来ておる最中に、できなかつたときはどうするといつ申し上げておるよう、いま農村の人々が全力をあげてやっていらっしゃる、それから五十万トン處いたすべきではないか。しかしまあせつかくの片方はできなかつた、いろいろあるでありますよう。そういうときにはなぜこういうふうになつたのであるかという経過を十分慎重に掘り下げる研究いたしまして、そのときにはやはり農業団体だと県知事さんだと市町村長だと、協力をしていただきましたような方々の御意見も十分伺いまして、腹をきめてこれから先に対処してまいりたい。元来われわれが生産調整をやっておりますのは、日本の農業をりっぱなもとに仕上げたいという人が眼目で始めている仕事でありますので、そういう見地に立つてひとつじっくり考えてみたい、そのときはひとつ長谷部さんなどの御意見ももちろん伺う、どなたの意見も伺つて対処すべきではないか、私はこう思つておるわけであります。

○**長谷部委員** いろいろまだお尋ねしたいこともございます。農地法の条文などについてももっととござります。農地法の規制と申しますのは、農地改革の際に残りましたいわゆる残存小作地がござります。それの耕作権は当時から当然強化をしなければなりませんので、そういうことで今まで至つておるわけでございますが、規模拡大のために、それでは農地を貸すかというふうになつてまいりますと、あまりに耕作権が強過ぎますと、地主のほうからすれば、一度貸しますと返してもらえないということになりますので、今回、ただいま御指摘のありましたような農地法の一部改正案につきましては、きょうはほとんどの触れることができませんでした。したがいまして、機会を改めて御質問することにいたしましたが、一応農林大臣に対する御質問は以上で終わらせていただきますと、こう思います。

○**鶴岡委員** 私は初めての質問でございます。し

ろいろな意味で進展しております。そこへもつてきて政府も非常な決意で今回の減産に乗り出したときには十年以上貸すということを初めから約束したという場合には、返せといえれば小作人のほうが返すということでありませんと、先ほどから申し上げていますよな、借地を通じての流動化との各委員からの質問と重複する点が多くあると思いますが、これらの点をお含みおきいたいで、農林大臣またその関係の方々のわかりやすい、明快な答弁を最初にお願いして、そうして私の質問に入りたいと思います。

まず第一点でございますが、今回の農地法の改正の中、農地の賃貸借の規制緩和のところでござります。「十年以上の定期賃貸借又は水田裏作を目的とする賃貸借の更新拒絶をする場合には、都道府県知事の許可を要しないものとする」と。こうありますが、こうなると地主が一方的に引き上げられる結果になるのではないか、そして耕作者のほうの立場とすれば非常に不安定になるおそれがあるのじゃないか、このように思うわけですけれども、この点どうでしょう。

○**中野政府委員** 御指摘のよう、農地等の賃貸借の解約の制限につきまして今回緩和をしたわけでございますが、その考え方の理由は、現在の農地法によります賃貸借の規制と申しますのは、農地改革の際に残りましたいわゆる残存小作地がござります。それの耕作権は当時から当然強化をしなければなりませんので、そういうことで今まで至つておるわけでございますが、規模拡大のために、それでは農地を貸すかといふうになつてまいりますと、あまりに耕作権が強過ぎますと、地主のほうからすれば、一度貸しますと返してもらえないということになりますので、今回、ただいま御指摘のありましたような農地法の一部改正案につきましては、きょうはほとんどの觸れることができませんでした。したがいまして、機会を改めて御質問することにいたしましたが、一応農林大臣に対する御質問は以上で終わらせましたあと、返す場合に、引き渡し前の六ヶ月以内に成立した合意による場合とか、あるいは十年以上貸す、十年したら返してくれという約束をしておる場合、それから水田の裏作だけ貸す場合、これにつきましても現在では知事の許可が必要な場合も出てこないとも限らない、このよう思つて、この機会に、愚問とは思いますが、いかがでございましょうか。

○**中野政府委員** 解約の場合におけるお尋ねの

ようなことがあるかと思いますが、やはりその場合に、小作人は同意をしなければいいわけでございます。その場合に、どうしても地主が返せという場合は、貸したほうが一方的に知事に許可申請をいたします。そうしますと、知事は、一方申請でございますから、十分審査をいたすわけでございます。

われわれとしましては、小作人がそういう借金があるというような問題いろいろなことがあるかと思いますけれども、やはり同意をしないほうがよろしいというふうに考えます。

○鶴岡委員 次の質問ですが、ちょっとお尋ねしますが、農業委員会は選挙によって選出されるが、現在の委員となっている人の部落での立場といいますか、どういう出身か、傾向といいますか何かそのように参考になるものがありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○池田政府委員 農業委員会の構成といったしましては、選挙によります委員と、そうじゃない農業組合等から選ばれる委員であるわけがありますが、お尋ねは選挙の委員の問題だと思いま

すので、それにつきまして若干現状を御説明申し上げますと、どちらかと申し上げますと、やや專業的な農家のウエートが高いわけでございます。現在の構成で申し上げますと、大体七割くらいが専業農家、残りの三割が一種なり二種なりの兼業農家、こういう実態でございます。現在の農家の構成からいたしますと兼業農家が非常に多いわけでございますから。そういう点からいえば、農家らしい農家の人が大体農業委員に選ばれている、こういう状況になるわけでございます。

それから、ついでに、階層別にどうなっているかということを若干御参考までに申し上げます。が、経営面積から見ますと、全農家に比較いたしましたが、やや面積が大きい、こういうことでございます。

○鶴岡委員 そこで農地または採草放牧地の利用関係の紛争についてですが、当事者の双方または一方から和解の仲介の申し立てがあつたときに

は、農業委員会がこの調停、仲裁に入るようになります。農業委員会というのには、どちらかと申しまして、このように御答弁がありました。いわば方針として經營規模拡大政策推進の立場でございますから、十分審査をいたすわけでございます。

われわれとしましては、小作人がそういう借金があるというような問題いろいろなことがあるかと思いますけれども、やはり同意をしないほうがよろしいというふうに考えます。

○鶴岡委員 次の質問ですが、ちょっとお尋ねしますが、農業委員会は選挙によって選出されるが、現在の委員となっている人の立場といいますか、どういう出身か、傾向といいますか何かそのように参考になるものがありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○池田政府委員 農業委員会の構成といったしましては、選挙によります委員と、そうじゃない農業組合等から選ばれる委員であるわけあります。お尋ねは選挙の委員の問題だと思いま

すので、それにつきまして若干現状を御説明申し上げますと、どちらかと申し上げますと、やや専業的な農家のウエートが高いわけでございます。現在の構成で申し上げますと、大体七割くらいが専業農家、残りの三割が一種なり二種なりの兼業農家、こういう実態でございます。現在の農家の構成からいたしますと兼業農家が非常に多いわけでございますから。そういう点からいえば、農家らしい農家の人が大体農業委員に選ばれている、こういう状況になるわけでございます。

それから、ついでに、階層別にどうなっているかということを若干御参考までに申し上げます。が、経営面積から見ますと、全農家に比較いたしましたが、やや面積が大きい、こういうことでございます。

○鶴岡委員 そこで農地または採草放牧地の利用関係の紛争についてですが、当事者の双方または一方から和解の仲介の申し立てがあつたときに

は、農業委員会がこの調停、仲裁に入るようになります。農業委員会というのには、どちらかと申しまして、このように御答弁がありました。いわば方針として經營規模拡大政策推進の立場でございますから、十分審査をいたしました上で、農業経済処理に当たると思うのです。日本の國は御存じのように非常に中小農家が多いわけです。この大部分の中小農家が不利になるよう紛争の解決になるのではないか、このような可能性があるようになります。

○中野政府委員 先ほど農政局長からお話をございましたように、農業委員会をいま代表している階層は、若干規模の大きいほうの農家に片寄っていますが、農業委員会は選挙によって選出されるが六割ぐらいを占めておりますから、そう中小農民のために不利になるような仲介はしないと思いませんけれども、われわれ運用といたしましては、この法律にござりますように、三人の仲介委員を選びました。その三人は、事件の性質によりましては、おののを代弁できる人を中立委員にいたします。あるいは全員を中立委員にいたしました。

この法律にござりますように、三人の仲介委員を選びました。その三人は、事件の性質によりましては、おののを代弁できる人を中立委員にいたしました。あるいは全員を中立委員にいたしました。この法律にござりますように、三人の仲介委員を選びました。その三人は、事件の性質によりましては、おののを代弁できる人を中立委員にいたしました。あるいは全員を中立委員にいたしました。

○鶴岡委員 いすれにしても、部落代表的色彩が濃い農業委員会の権限が、この法改正でさらに拡大されるようと思われるわけです。その農業委員会が、いま御答弁がちょっとありましたけれども、今回の農地法の改正で、これから新たに農業をやっていくことし、またそういう意思を持つてさらに農業の目的に供するならばということになりますが、たとえ農地を全然保有してなくとも、五十アール以上であれば取得できるようになる、こういうことだと思います。取得するときの、その際の農業經營をやる意図がありますとということになりますが、たとえ農地を全然保有してなくとも、五十アール以上であれば取得できるようになる、こういうことだと思います。

○中野政府委員 ただいま申し上げましたように、委員の人選等はそういうことでやりたいと考えておりますが、改正案が通過いたしました晓には、正式に農業委員会の仲介制度というのを始めていますので、その辺の心がまさそその他十分通達をもつて指導をいたしたいと考えております。

午前中務次官の答弁の中で、専業農家に土地を集中させるため、このような御答弁がありましたけれども、すなわち農地の流動化でございます。しかし、最近の相次ぐ農地の価格の高騰を見ると、公平なる流動化はちょっとむずかしいのではないか、このような危惧もするわけでございます。この点について、どういう対策をとつていかれるか、その点をお伺いしたいと思います。

○倉石國務大臣 お話のこととございますが、農業に専念いたそとをする農民などが經營規模を拡大して、農地が効率的に利用されるようにならなければ、共済組合等から選ばれる委員であるわけありますたために、農地の流動化を促進いたすことを中心としたねらいとして、今回農地法改正案の御審議を願つておられます。この改正案によりましては、今回の農地法改正案の御審議を願つておられます。この改正案によりまして、耕作を行なわない単なる金持らに農地が集中するということもないといふべきです。つまり不耕作目的の農地取得を認めないと、つまらないことになります。また、政務次官にはならないと思っております。また、政務次官がお答えいたしましたような趣旨で私どもは經營規模を広げるということなんて、これもやはり耕作をしておる農民を主として考えていることではございませんので、この辺は御了承願えると思います。

○鶴岡委員 いすれにしても、部落代表的色彩がないといふ農地法の原則はもとより変更しておりませんので、この改正によりまして、耕作を行なわない単なる金持らに農地が集中するということにはならないと思っております。また、政務次官がお答えいたしましたような趣旨で私どもは經營規模を広げるということなんて、これもやはり耕作をしておる農民を主として考えていることではございませんので、この辺は御了承願えると思います。

○鶴岡委員 その点はわかりました。

先ほどのお話しがございましたけれども、今回の農地法の改正で、これから新たに農業をやっていくことし、またそういう意思を持つてさらに農業の目的に供するならばということになりますが、たとえ農地を全然保有してなくとも、五十アール以上であれば取得できるようになる、こういうことだと思います。取得するときの、その際の農業經營をやる意図がありますとということになりますが、たとえ農地を全然保有してなくとも、五十アール以上であれば取得できるようになる、こういうことだと思います。

○鶴岡委員 農業の意図があるから、ないからとか、いま御説明でよくわからましたが、そのような大規模な企業的農業というのは機械化また近代化、それを装備して始めると思うのです。そうすると、当然、全部が全部といふことはないでしょうが、現在の小規模な農業よりも生産性は高くなり、またコストも安くなり、これは私としてもたいへん喜ばしいことではないかと思います。

し反面、そこには今度は収益の面で、この企業的農業と小規模農業との間に格差が生じてくるのではないか、このように思われるわけです。その点についてどういうふうに調整をしていくか、この

点をお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 規模の大きい農家と小さい農家

と比べてみると、やはり収益力に差があるといふのはお話のとおりだと思います。いつまでも規

模の小さいまま農業経営をやつしていくといふでは、今後の農業を営んでいく上におきまして非

常な困難を伴うわけでございます。われわれとしましては、今後は中核的な専業農家を中心にして、そういう兼業的な農家はその周辺に集めまして、

一つの法人をつくるなりあるいは集団的生産組織をつくるなり、場合によっては農協に農業経営の委託をやるなりというような面で、総合いたしまして規模拡大の方向に進めていかたい。単に個人の農家の自立經營を進めるだけではございませんで、いま申し上げましたように、そういう農家も含めた組織もあわせて強力に推進したいといふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡委員 さらにそれに関連して、市場等における価格競争においても、大規模な企業的農家に牛耳られて、中小農家は、このままいけば壊滅的な打撃を受けるのではないか、このような心配もされるわけでございます。この点についてはいかがでしょうか。

○中野政府委員 ただいま申し上げましたよ

うに、個々の零細な經營そのままならばに經營するということになりますれば、あるいは自由競争的農作物についてはそういう場合があるかと思

います。これにつきましては、すでに総合農政の推進でも申し上げておりますように、農協を中心とした地域管農園地の構想もございますし、集団的な栽培それから流通といふようなものも含めまして、そういう面からの推進をしていかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡委員 もう一つ同じような問題ですけれども、このように企業的農業の出現が中小農家の脱落に拍車をかけることになるのではないか、こういう心配、ましてや男子の労働力が少なくて、いわゆる生産性が落ちている農家、いまよくいわれ

る三ちゃん農家とか二ちゃん農家が多い今日の農

村において混亂が起らぬいか、この点についてはどうお考えでしようか。

○中野政府委員 御指摘のように、いわゆる三

ちゃん農業というのが広範にあるわけでございま

すが、そういう農業経営は、えとして荒らしづく

りをするとか農業から手を抜くというような事態

が多いわけでございます。そこで、先ほどから繰

り返して申しておりますように、稻作その他につ

きましても、そういう小さな経営はできるだけ集

団的生産組織の中に織り込んでいくという方向でやつていかなればならないのではないか。それ

からもう一面からいいますと、他産業に対する、

いまの例でいいますと、経営主と申しましよう

か、世帯主が他産業に従事して、そのほうでの所

得が安定してまいりますれば、その三ちゃんとい

われる連中は農業から足を洗って、いわば離農

といったほうがいいのではないかという面もござ

ります。そういう点につきまして、いろいろ今回

総合農政の推進では対策をとっておりますので、

三ちゃん農業が規模の大きい農家ができるために

圧迫を受けるというふうにはわれわれ考えていな

いわけでございます。

○鶴岡委員 先刻も長谷部委員のほうから話が出

ましたけれども、下限面積五十アール以上とい

る耕地面積の少ないところ、また經濟的に困難なところは、先ほど農地局長のほうから御答弁

いたしましたが、農地法の第三条二項の五号にその特例があるわけです。この特例に該当する地域が今回の法改正によってまだそのまま存続するわけですが、法のとおりうまく運用されるかどうか、この点についてお願いしたく思います。

○中野政府委員 原則を三十アールから五十ア

ルに上げたわけでございますから、その例外はい

ままでよりは若干ふえるというふうに考えており

ます。まびしくやるというふうには考えておりま

せん。

○鶴岡委員 私が前にお聞きした点ですが、五十

アール以上の農地を取得し農業を始めたが、たと

えば一年なり二年なりして、どうもこれは採算に

合わない、またその他の理由もあるうかと思いま

すけれども、いずれにしても農業をやめるような

事態になった場合、これは政府のほうではどのよ

うに指導し処理をしていくのか。考えれば意図的

に買ひ上げ、後に他目的に利用しよう、こういう

おそれはないかといふことでございますが、こう

いう場合はどうされるか、この点についてお伺い

したいと思います。

○中野政府委員 農業をやるつもりで許可を受け

ましたあと、いまのお話によりますと、数年しま

す。そこで、そういう農家につきましても、現在の農地法でありますと、一度貸しますと、いずれまた年とつたころに村へ帰ってきてやりたいといふことがあります。

○中野政府委員 限られた農地はできるだけ効率

的に使うという必要がございますから、農業を本

氣でやらない農家がいわば荒らしづくりをすると

いうことは望ましくないと思うわけでございま

す。そこで、そういう農家につきましても、現在の農地法でありますと、一度貸しますと、いずれまた年とつたころに村へ帰ってきてやりたいといふ場合でも返してもらえないというような事態もございますし、不在地主になれば政府が買収する

というようなこともありますので、今回その他

の面を含めましていろいろそういう対策として考

えているわけでございますが、その場合の考え方

は、そういうような荒らしづくり的な農地ができ

るだけほんとうに農業をやるという農家の方向に

集まっていく、その場合にはもちろん売っていた

だいてもよろしいわけでございますが、なかなか

農家は土地を手放さないという傾向が非常に強

いわけでございますから、そういう農地は農業を

やる農家に貸しやすくするというところにねらい

があるわけでございますので、われわれとしましては、今回の改正を契機にしましてそういう方向に持つていただきたいということを考えているわけでございます。

○鶴岡委員 現在でも、町村の数にします

と、漁村あるいは山村はかなり三反以下に下げて

○鶴岡委員 私はこれから総合農政の一環として工業の地方分散、こういうことをいわれておりますし、いま申した現象はどんどん進んでくると思うわけです。農家の中にはほんとうに離農を希望する者があるわけです。しかしその離農する者がその後の生活等を考え、不安のために、先ほども社会党の長谷部委員のほうからありましたけれども、完全に離農しきれないものもあるわけですね。また借金等があつて離農できなくなっているというところもあるよう聞いております。この点について離農一時金もそうですけれども、借金のたな上げ等の対策は考えておられるか、またほかに何か強力に推進する方策があるかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○池田政府委員 今後離農者が逐次ふえてまいるよう私ども考へておられるわけでございますが、これに対する対策といたしましては、いまおあげになりました離農給付金、これは四十五年度から農業者年金基金をつくりまして給付をする予定にいたしておりますが、それがもちろん給付されるわけでございます。それからそれ以外におきましても、たとえば労働省においてやっております転業対策ということで、いろいろな転業のための各種の訓練をいたすわけでございますが、同時に職業訓練等いたします場合には、そういう期間一定の手当を出す、こういうようなことをいたすわけでございます。

なお、いま借金がある農家の場合はどうか、こういうお話をございましたが、まあそういう事例も全くないことはないと存じますが、現状におきましては、農家の借金は一般的には比較的少ないのでございます。たとえば農協の面から見ますと、農協で平均的な数字でございますが、一農家の借金というのは大体十五、六万の程度。したがいまして、それは災害等で若干例外的なこともあるかとは存じますが、特にそういう方々のために何か借金のたな上げ措置をこの際やるというようなことは、一般的には必要はないのではないか。災害等の場合は若干別のケースがあるかと思いま

すが、一般的には必ずしもないよう思います。○鶴岡委員 いま職業訓練とか技術指導とかいう話がございましたけれども、これらの離農者といふのは、いままで農家をやつてきて離農するから離農者ですけれども、長い間農業経営をしてきたために、生活環境が、非常に悪く言えばルーズです。そういうことから考へて、企業への勤務といふことが非常にいろいろ面で弊害が起きてくるのではないか。雨が降ったときには畠には出られませんし、また天気がよければ朝早くから夜おそくと、こういう生活環境の中で今まで農業をやつてきたわけです。こういう点について、離農者に対する職業訓練とかまた技術指導とか具体的にどのような対策を立てておられるか。できればなるべく詳しく御説明いただきたい、このように思ふわけです。

○鶴岡国務大臣 これは大事なところでありまして、私どももそういうことが一番気を使い、心配いたすところであります。ただいま鶴岡さんもお話しのように、やはり兼業農家、それからまた離農してまいる傾向、これが逐次多くなるのは統計をこらんになつてもおわかりのとおりであります。一方、土地政策といふのは、これは長期にわたりましたように、訓練中はそれだけの手当を出し、そして訓練をして、やがてそこへ来る計画に従事する産業に就職できるように、事前に計画をいま考えて、政府部内でも相談いたしておる最中でございます。

○鶴岡委員 次に、土地の転用と米の生産調整の問題ですが、生産調整は生産物の問題であり、どちらかといえばこれは短期的な問題でござります。一方、土地政策といふのは、これは長期にわたる問題です。いわゆる基本的な問題になるわけであります。ところが、この次元の違う二つの問題、両者が同列に論じられているのが今回の政府の米の生産調整の措置ではないかと思うわけです。いま農地の転用が米の生産調整を進めるための手段として用いられているわけでございますが、これは本来の常識的な考え方、すなわち農業問題といふものであります。米は、言うなればここ何年かの問題だと思うわけです。この土地政策をきちっと計画の上に立つてこそ成り立つ問題ではないかと思うのです。米は、言うなればここ何年かの問題だと思うわけです。この土地政策は現在を含めて将来の問題、これはたいへんな重要な問題だと思いますと、この程度のことは一向に差しつかえないうちに、すでにそういう傾向は出てきておるわけであります。

○鶴岡国務大臣 いまのお話をのよに、政府は、まずその仕事はどういうよさるならば、まずその仕事はどういうよさるといふことは、大体において産業別に地方に出てまいる計画といふのはいろいろありますから、そういうものをある地域に分散するという計画がお見えのとおりまして、それに合うような訓練を事前に行なうほうがいいのではないか、こういうと

とを一つ考へておるわけであります。これはもちろんあらゆる方面協力してやつていかなければなりませんが、そのようにいたして、非常に若い人は別であります。中高年齢層でもやり得る仕事はかなりござりますので、そういうことについて職業訓練等いたします。その間はいま農政局長申し上げましたように、ちょうど石炭対策でもやりましたように、訓練中はそれだけの手当を出して、そして訓練をして、やがてそこへ来る計画になつておる産業に就職できるように、事前に計画性を持つてやつてしまいたい、こういうようなことをいま考えて、政府部内でも相談いたしておる最中でございます。

○鶴岡委員 次に、土地の転用と米の生産調整の問題ですが、生産調整は生産物の問題であり、どちらかといえばこれは短期的な問題でござります。一方、土地政策といふのは、これは長期にわたりましたように、訓練中はそれだけの手当を出し、そして訓練をして、やがてそこへ来る計画をいま市街化区域の中にも十八万ヘクタール余りの農地、水田があるというよろは支障あるまいということでの法案に賛意を表しておるわけであります。そこで、今度の生産調整にからむ十一万八千ヘクタールの農地、水田を他用途に転用するという政策、これについてはお話をのようにわれわれの立場としては重大な問題であります。私どもといたしましては、いまの生産調整ではないかと思うわけですが、いまの生産調整ではないかと思うわけですが、いまの生産調整は、その他一般の農業生産力を考えてみますと、この程度のことは一向に差しつかえないうちに、すでにそういう傾向は出てきておるわけであります。

○鶴岡国務大臣 いまお話をのよに、政府は、私が國の過半数の人口が集まってしまうであろう、かよろに言われておるのであります。そう高度の経済成長をいたしておりまして、やはりこの傾向でまいれば太平洋ベルト地帯のようなところにわが国の過半数の人口が集中してしまうのであります。しかも、好むと好まざるとかわらず、最近は地方の方々でも地方に産業が分散されてこられる傾向を非常に歓迎していらっしゃいますので、しばしば申し上げておりますように、規模を拡大して自立経営のできる農家を中心として、そうして先ほど来てお話をありましたような兼業農家等も含めて集団的な農業をやってい

して、やはり地方に産業が分散してまいる傾向と
いうのは、われわれが大事な農地を保持しつ
つ、農業を守りつつもそういう傾向をある程度助
成、助長していく差しつかえないではないか。
こういふ見地に立ちまして五十万ヘクタール分を
農地転用のほうに振り向けた、こういうことであ
ります。

○鶴岡委員 農地転用の問題について、もう一点
だけお聞きしたいのですが、やはり五十万トン減
産という大きな問題解決のためにこれは推進され
ると思われます。もし結果的に目標を達成されな
かつた場合、先ほどお話をございましたが、い
ま各地方公共団体、各関係官庁が一生懸命やつて
いるのだから、できなかつたらということは考え
たくないというお話をございましたが、達成のた
めに努力していることはよくわかります。しか
し、最近の実情は変わつたにしても、先ほど来か
らいろいろ話を聞いておりますと、この転用問題
は非常に困難な点があるのではないか、このよう
に思われるわけです。万が一、結果において達成
できず——それにいろいろな理由が出てくると
思うのです。そのときに検討される、こういうお
話をお聞きしました。一つの理由として外部から
その原因が、今回次官通達で基準緩和がされました
けれども、その基準緩和のせいであるといふこ
とにされて、もつと転用基準を緩和すべきであ
る、こういう圧力が加えられてくるということを
一つは考えられるわけです。そのときに政府はそ
の転用許可基準の緩和をさらに進めていかれるか
どうか、この点をお聞きしたいと思います。

○倉石国務大臣 転用のほうは先ほど長谷部さん
にもお答え申し上げましたように、私はいけるも
のだ、こう確信をいたしておるわけあります。
いままた「万一」というお話をございました。万一そ
ういうことがあっても転用緩和をさらにやるか、
こういふお話をございますけれども、転用緩和と
いうことは御存じのように暫定的にいたしておる
のであります。私どもいたしましては、ただ
いま転用緩和等、その他の手段を講じていろいろ

やつておるわけであります。そのことの結果を見
なければ何とも申し上げかねるのでありますけれ
ども、これ以上農地の転用をさらに緩和する意思
は、現在は持つておりません。

○鶴岡委員 昨年選舉前でございましたが、自民
党の田中幹事長が、農地法を撤廃したらどうだ、
こういふ新聞記事がちよつと出ておりました。ま
た財界や学者の中にも、農地法の改正ではなま
るい、農地法をもうこの時点で撤廃したほうがよ
いという声もあるようですがれども、政府はこの
点についてどう考えておられるか、一言お聞きし
たいと思います。

○倉石国務大臣 田中幹事長とは私も予算編成
をはじめあらゆる施策をいたしますのに十分打ち
合わせをいたしておりますが、ただいまの段階で
いまのお話の農地法の問題につきましては、世間
に若干誤解があるようであります。現行の農地法
は、制定後の農業及び農業を取り巻く諸情勢の変
化に即応し得ない面が生じてきておるので、農地
法の取り扱いについてはいろいろ議論がございま
すが、たゞいまの段階にわきましては、われわれ
は農地法を改正し、農業経営の規模拡大をはかる
ため農地の流動化を促進することが最も妥当な措
置であると考えて農地法改正案の御審議を願つて
おる次第であります。これは田中幹事長の関係
いたしておりました都市政策大綱などに若干農地
法のこといろいろ触れられて報告を出しております
けれども、これを全部読んでみると、單に世間
で伝えられておるような単純な廢止論ではないの
でありますから、私どもの承るところによりますと、各
末端の農業者にその趣旨が徹底されて協力を願つ
ておる、こういふふうに理解しております。

○鶴岡委員 そのように目標を立てて作業をする
ことはわかります。私は千葉県ですが、千葉県の
匝瑳郡のある町では、県から来た目標を町から実
行組合、そして各農家に目標を一応示すわけで
す。これは四五日前にお聞きしたのですが、國
の政策だからといってそれぞれの耕作面積に比例
して目標割り当てをしているところがあるよう
に聞いたのでござります。これらに対しても、その
方では山間部なのでしかたがないということで、
非常に生産性の低いところからやつていくうじや
ないか、そのような状態であることを聞きまし
りますが、あの目標は調整目標ではなくて行政目
標であるといわれておりますが、それはそのとお

りでございますか。

○倉石国務大臣 ちょっと聞き取れなかつたので
すが、行政目標とおっしゃいましたか。
私のほうは行政と申しましても、先ほどもお答
えいたしましたように、生産調整ということをしな
ければ現在の日本の農業を健全に育成していくの
に支障を生ずるという考え方から、生産団体であ
る農業団体、その他一番関係の深い自治体の方々
とも御相談を申し上げましたところが、自主的に
おきめいたきました方針で、したがつてわれわれ
の申し上げておることに全く一致いたした見解
でありますので、政府の方針に自主的に御協力を
願つておる、こういうわけでありますから、これ
がみんなが気をそろえてやつていていたく調整
目標であります。

○鶴岡委員 調整目標ということですが、それな
らば調整目標は一貫して末端の農家の段階までそ
うなんであるかどうか、これを聞きたいと思いま
す。

○倉石国務大臣 農林省はなるほど出先機関も
持つておりますが、お一人ずつの農業生産者に接
触いたしますということはなかなか困難であります
ので、県知事を通じ市町村長さんのほうに御相談が
出でるると思います。同時にまた農業団体もその
協力団体として参加していただいておるわけであ
りますから、私どもの承るところによりますと、各
末端の農業者にその趣旨が徹底されて協力を願つ
ておる、こういふふうに理解しております。

○鶴岡委員 その間六倍という数字がちよつと出て
おりましたけれども、青森県の一部などでは、
は、地域によっては目標をはるかにオーバーして
おる、新聞等ではだいぶそのようなことが報ぜら
れておりますけれども、青森県の一部などでは、
この間六倍という数字がちよつと出ておりました
けれども、そのように調整目標をはるかにオーバー
したところ、そういう地域に対しては、どの

やつておるわけであります。そのことの結果を見
なければ何とも申し上げかねるのでありますけれ
ども、これ以上農地の転用をさらに緩和する意思
は、現在は持つておりません。

○鶴岡委員 昨年選舉前でございましたが、自民
党の田中幹事長が、農地法を撤廃したらどうだ、
こういふ新聞記事がちよつと出ておりました。ま
た財界や学者の中にも、農地法の改正ではなま
るい、農地法をもうこの時点で撤廃したほうがよ
いという声もあるようですがれども、政府はこの
点についてどう考えておられるか、一言お聞きし
たいと思います。

○倉石国務大臣 田中幹事長とは私も予算編成
をはじめあらゆる施策をいたしますのに十分打ち
合わせをいたしておりますが、ただいまの段階で
いまのお話の農地法の問題につきましては、世間
に若干誤解があるようであります。現行の農地法
は、制定後の農業及び農業を取り巻く諸情勢の変
化に即応し得ない面が生じてきておるので、農地
法の取り扱いについてはいろいろ議論がございま
すが、たゞいまの段階にわきましては、われわれ
は農地法を改正し、農業経営の規模拡大をはかる
ため農地の流動化を促進することが最も妥当な措
置であると考えて農地法改正案の御審議を願つて
おる次第であります。これは田中幹事長の関係
いたしておりました都市政策大綱などに若干農地
法のこといろいろ触れられて報告を出しております
けれども、これを全部読んでみると、單に世間
で伝えられておるような単純な廢止論ではないの
でありますから、私どもの承るところによりますと、各
末端の農業者にその趣旨が徹底されて協力を願つ
ておる、こういふふうに理解しております。

○鶴岡委員 そのように目標を立てて作業をする
ことはわかります。私は千葉県ですが、千葉県の
匝瑳郡のある町では、県から来た目標を町から実
行組合、そして各農家に目標を一応示すわけで
す。これは四五日前にお聞きしたのですが、國
の政策だからといってそれぞれの耕作面積に比例
して目標割り当てをしているところがあるよう
に聞いたのでござります。これらに対しても、その
方では山間部なのでしかたがないということで、
非常に生産性の低いところからやつていくうじや
ないか、そのような状態であることを聞きまし
りますが、あの目標は調整目標ではなくて行政目
標であるといわれておりますが、それはそのとお

ように考へていかれるか、どのように対処していかれるか、それをお聞きしたいと思います。

○鷹岡委員 生産奨励金は、目標を超過した場合にもそれに応じて奨励金を出すという方針であります。国全体としても予算に不足するようなことがあれば、その分は適正な財政措置によって支給する措置を講ずるというふうに大蔵省と話し合いましたが、いまがいまして、六倍あれば六倍に相当する奨励金を出すという措置をとりたいと考えております。

○鷹岡委員 先日の農水委員会で官房長もそのように御答弁あつたことは私はお聞きました。いわゆる大蔵省と話し合いついておる。どの程度話し合いついておるのか。いま六倍なら六倍と言つておりますけれども、オーバーする分には間違なく全部奨励金が支払われる、このように理解してよろしいでしょうか。

○鷹岡委員 オーバーする分について全部金が出るというふうに御理解いただけつこうだと思ひます。ただ地域的に六倍でございまして、全国的に六倍の予算を要するかどうかは問題でございますが、いずれにいたしましても、超過をした場合には、それに応ずる予算措置を講ずることには間違いございません。

○鷹岡委員 やはりそれに関連してですが、一方農地転用の目標達成がたいへんではないかと私は思ひますけれども、この際、五十万トン分の農地転用がある程度転換、休耕に切りかえ調整をする者はあるかどうか。いまお聞きすると、転換、休耕の場合には予備費等を組んでそれを支出する、こういうお話をしたのでお聞きしたいわけですけれども、転換、休耕に切りかえ調整はないかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○鷹岡委員 百万トンの目標は百万トンで、それを超過すれば百万トンの目標が超過をして達成したこととあります。五十万トンのはうは五十万トンのほうで目標達成に努力をしていくというふうに別個に考えております。

○鷹岡委員 予想の話で、そつちもこっちも非常

に懸念ですが、それでは逆にまた、地域によつては大幅におくれているところがあるわけです。私の千葉県なんかは非常におくれている部類に入るわけですが、香取郡のある町では、各実行組合まで一応の目標割り当てがきたわけです。それ以降は実行組合長にまかせる、こうなつておるわけです。その中の一つの部落でございますが、実行組合員が二十二世帯、四十一年度の耕作面積が二千百六十アール、減反目標は百六十四アール、七千四百四十一キロ、こういう数字が出ておりま

す。ここでは実行組合長が二十二世帯に対して、

二十アール、こういう状況です。この部落は実情

を聞いてみれば、出かせきの非常に少ないところ

だ、このようにも聞いております。また、このよ

うに少ない申し込みしかないというもう一つの理

由としては、肥料を買つてしまつた。なぜその肥

料を買つてしまつたか。これは農協のほうの関係

になりますが、冬場に買うと5%安いので、少し

でも安いほうがいいというような思惑もあつて

買つてしまつた。だから転作、休耕はしたくな

い、こういう意向らしいのです。このように大幅

におくれていて、とうてい目標に達成できない、

こういうところもあるわけです。東北地方の先ほ

どの話と、千葉県のいまのこの話と、両極端の地

域の目標を、政府は、県単位であつても調整する

意向があるかどうか、この点をお聞きしたいと思

います。

○鷹岡委員 私ども昨年来数回会議をいたし

まして、生産調整の趣旨につきましてはその徹底

方をはかつてきております。結果的にはある地域で

は非常に進み、ある地域ではあまり進まないとい

うことになることもあります。結局的には別に調査

してはそういう農家の個々の事情を十分考へて対

応をしてほしいということを指導方針といたしておる次第であります。

○鷹岡委員 それでは最後に国有農地について

ちょっとお伺いしたいと思ひます。この問題はた

くさんございますので簡単に質問いたしますか

ら、簡単に答えていただきたい、このように思ひます。

国有農地の面積は、いまどのくらいあるか、ま

ことあります。したがいまして奨励金が現在の予算以上にはみ出た場合には、その分だけ出すということになつておりますので、よくできなかつたところの数量をよくできたところへ回すというふうに考へております。達成しない県には達成で

十分であると考へております。

○鷹岡委員 話は別になりますが、二期作の件で

ますが、この生産調整に関連して、現在でもまだ二期作が行なわれておるのが四国、高知県、それから九州、宮崎、鹿児島、熊本等であります。四十

三年度と四十四年度の統計から見ますと、耕作面

積は少なくなつております。しかし収穫量は多くなっております。日本全体の収穫量からすれば、

この二期作の収穫量は非常に微々たるものではあ

りますけれども、この二期作の場合の転作休耕獎

金でございますが、一期、二期の収穫合計の一

キロ八十一円を加算した金額を支払われると思

いますが、この点は間違いかどうか、お聞きし

たいと思います。

○鷹岡委員 二期作につきましては、農業共

済の保険をかけます場合に二期に分割してかけて

おります。したがつてそれぞれにつきまして基準

反収量が定められておるものと考へておりますの

で、それぞれにつきましてキロ八十一円をかけた

ものを支払うということに相なります。

○鷹岡委員 それではこまかい趣問になるかもし

れませんけれども、一期は米をつくつたが二期は

時期をおいて休耕した、こういう場合はどうなり

ますか。

○鷹岡委員 二期作の場合その他詳細な取り扱いにつきましては、私どもいま事務的に詳細を

詰めておる段階でございますが、一応二期作の場

合は一期休めば一期分の金だけを払うというふう

な考へで目下作業をいたしております。最終確定

は近くいたす考へであります。

○鷹岡委員 そうすると収穫量にキロ八十一円を

かけて支払う、このように理解してよろしいで

しょうか。

○鷹岡委員 いま私どもで最終的な方針の決定を急いでいる方向は、いま御指摘のとおりでござります。

○鷹岡委員 話はちょっと変わつてますが、先日のテレビで、日本の一番の米どころと言われる

九州、宮崎、鹿児島、熊本等であります。四十

九年の水害のた

めに、ある部落が一戸当たり三百萬から五百萬の

借財をかかえていると報道されたのを私は見まし

たが、一級河川等の部分はこの補修に対する國で

も非常に力を入れている。しかし二級、三級河川

のほうは同じ被害をこうむつてもそうではない。

このために転換すれば借金は返済の見込みが全く

立たない。したがつてこの転作、休耕に対しても

絶対反対である、このようない地域に対しても政府は

どのような対策を講じていかれるか、この点をお

伺いしたいと思います。

○鷹岡委員 生産調整対策実施にあたりまし

ては、私どもは各県に目標を示しておるのでござ

いまして、各県では実情に応じて町村に割り振り

をします。町村もさらに農業団体等と協議をして実

情に合つたよう個人別に割り振りをしてほしい

ということを要望しておるわけでござります。し

たがいまして、いま御指摘の災害農家のような場

合には、十分その農家の実情を考慮して割り當て

されることが望ましいと思つております。いろい

ろ一律に割り当つてしているということを言われる

のであります。それはよほどやむを得ない場合

があるいは趣旨をはき違えた場合にそういうこと

が行なわれているのだろうと思ひます。私どもと

してはそういう農家の個々の事情を十分考へて対

応をしてほしいということを指導方針といたしておる次第であります。

○鷹岡委員 それでは最後に国有農地について

くさんございますので簡単に質問いたしますか

ら、簡単に答えていただきたい、このように思ひ

ます。

国有農地の面積は、いまどのくらいあるか、ま

たこの国有農地の実態はどのようになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○中野政府委員 昭和四十四年三月末現在におきまして、国有農地の面積は三千九百九十九ヘクタールでございます。

そしてその実態でございますが、その中で農耕目的で貸し付けておりますのは、千九百九十三ヘクタール、それから転用のために貸し付けておりますのは四百三十六ヘクタール、残りの千五百六十一ヘクタールは現在農耕にも転用にも貸しておりませんで、政府が管理しているものでございます。

○鶴岡委員 次にお聞きしたいことは、農業上の利用に供されなくなった国有農地は現在どのくらいの面積が存在しているか、これをお聞きしたいと思います。

○中野政府委員 ただいま申し上げましたように、転用貸し付け中のものと貸し付けをしておりませんものを合計いたしました千九百九十七ヘクタールでございます。

○鶴岡委員 昭和四十一年の秋に、農林事務次官が、都市周辺における国有農地で農業上の利用に供されなくなったものについては旧地主に支払う旨の発表を行ない、いわゆる世間の大きな反撃にあつたことは、大臣も御承知かと思います。これについては、佐藤総理みずからもこの問題の解決を指示されていると思いますが、いまだにその結論が出ていないよう思われます。現在、とられでいる措置をお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 御指摘のように、四十一年の秋に、都市周辺の農地のうちもはや自作農創設に供しないものにつきましては、旧地主に返還をする、具体的にその転用目的、何に転用するかをはつきりしない場合でも、旧所有者に返還するといふ政令改正を考えたわけでございますが、いま御指摘のようないろいろな御批判があつたために、その政令を改正することは中止をしたわけでございます。

その後、どうすることをやつておられるかというお

話でございますが、したがいまして、現行法どおり運用するということになります。しかし、世論の批判もございましたので、われわれといたしましては、現行法に基づきまして、具体的に転用事業者が明確になった場合初めて、旧所有者に返すわけでございますが、その返す場合の事業といましても、公用、公共用を優先的に取り扱うようになります。

それからまた、これをどう扱うかという問題、総理からの検討しろというお話をございましたので、われわれ、学者を集めまして、おととしから去年にかけて研究会を開いて、以下、それを詰めておる段階でございます。

○鶴岡委員 この農地として供されなくなった国有農地は、毎年旧地主に売り渡されているというふうに聞いておりますが、ここ数年間の年別売り渡し価格と面積、もしわからましたら、教えていただきたいと思います。

○中野政府委員 最近の数年間の売り渡し状況を申し上げますと、二つございまして、一つは、旧所有者に売り払うもの、それから、旧所有者に売り払う必要のない農地も所管をしておりますので、それは事業者に売り払っておられます。その両方を合計いたしまして、昭和四十一年には百五十一・九ヘクタール、四十二年には百三十一・五ヘクタール、四十三年は百十六・九ヘクタール、最近の三年間は以上のような状況になっておりますが、その割合は、旧所有者に売り渡しますものが、大体三分の二を占めております。

○鶴岡委員 国有農地等を旧所有者に売り払わないで直接公共目的に供出し得る道を開くことにつきましては、ただいま農地局長が申し上げましたように、学識経験者等の意見をも聞きまして

検討を重ねてまいりましたところであります。しかし、どうかお聞きしたいと思います。

旧所有者に売り払わないこととした場合は、旧所有者に対する補償の問題、過去に売り払いを受けた旧所有者との不均衡の問題等、困難な問題があります。さらに、この問題に関連いたしまして、一昨年以来、旧所有者から農林大臣を相手とする訴訟が最高裁判所に係属しておりますので、その推移を見た上でこの問題の処理に当たりたいと考えております。

○鶴岡委員 この問題の解決は、農地法とのこともあると思うが、この点どのような解決をはかっていかれるのか。それから、チビッ子運動場等に使用する場合は、農地法を改正しなければならないと思うが、この点、二点について最後にお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 論がございましたように、これは特別な措置を要する問題でございます。今回の農地法の改正につきましては、先ほどから御議論がありますように、構造政策の一環として出しております。大臣が先ほど申し上げられましたような結論が出ましたが、もし法律改正を要すれば、その際にやらないければならないというふうに考えておるわけだと思います。

○鶴岡委員 時間もまいましたので、以上で質

問を終わりたいと思います。国有農地の件については、まだまだお聞きしたいことがございますけれども、時間ですから、これで終わらせていただきます。

○草野委員長 次回は、明十九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十四分散会

